

平成30年八郎潟町議会9月定例会 会議録

第1日目 平成30年9月6日(木)

議長 村井 剛 おはようございます。
ただいまの出席議員は12名であります。
定足数に達しておりますので、八郎潟町議会9月定例会は成立いたしました。
ここで当局より、このたびの台風21号による被害状況について報告があります。

町長 畠山菊夫 おはようございます。
4日深夜から翌早朝にかけて台風21号による被害状況について、昨日5日現在で確認された内容を報告申し上げます。
まずは罹災された皆様に心からお見舞いを申し上げます。
人的被害は報告されておらず、まずは何よりと思っております。お手元に被害状況の一覧をお配りしておりますが、公共施設等については役場庁舎を始め10ヶ所で被害が出ております。
また、民家の屋根トタン剥離が5件、ビニールハウス損壊は13件ありました。停電も一時669戸ありましたが、5日午前7時半には全て復旧しております。
以上をもちまして、台風21号の被害状況報告とさせていただきます。

議長 村井 剛 これより9月定例会を開会いたします。ただちに本日の会議を開きます。
日程第1、会議録署名議員の指名については、会議規則第127条の規定により議長より指名いたします。6番 北嶋賢子君、7番 加藤千代美君を指名いたします。
日程第2、会期の決定については、議会運営委員長 柳田裕平君の報告を求めます。

議会運営委員長 柳田裕平 おはようございます。私から、9月定例会の日程・運営等について審議いたしました、当議会運営委員会の審議経過と結果についてご報告いたします。
去る8月27日午後1時30分から第一委員会室において、当局より町長、総務課長が出席し、委員会が開かれました。
今回の定例会の議案等は、条例制定議案が1件、条例の一部改正議案が2件、平成30年度補正予算議案5件、町道路線の廃止についてと決算認定が6件、報告1件、請願が2件であります。
また、一般質問者は7名となっております。
今定例会の日程は、皆様に配布した資料のとおりであります。初日が町長の行政報告、議案等の上程、提案理由の説明、質疑についてなどを行い、各常任委員会に付託することといたします。
2日目は、一般質問を行い、終わり次第各常任委員会に入っております。
最終日は、午後3時から各常任委員会に付託された議案等について、委員長報告の後、討論・採決を行います。
今定例会は、決算認定の審議に時間を要することから、本日から9月14日までの9日間で行うことにいたしました。
また、議会運営委員会で協議して参りました、調査研究特別委員会(仮称)の決定事項について報告したいと存じます。
調査研究特別委員会(仮称)では、議会基本条例の一部改正についてと、議員政治倫理条例の制定について検討いたしました結果、議員政治倫理条例を制定するという結論にいたしました。
なお、この条例制定に当たっては、議員としての町づくり、地域づくり活動に支障をきたすことのないようにとの意見もあったことを付け加えます。
よって、今定例会の最終日に、議員政治倫理条例の制定に向けて特別委員会設置について、議員発議することといたしましたので、よろしくお願ひいたします。
よろしくご理解を賜り、ご協力くださいますようお願いを申し上げ、議会運営委員会の報告といたします。ご審議の程よろしくお願ひいたします。

議長 村井 剛 今定例会の会期は、議会運営委員長報告のとおり、本日から14日までの9日間と決定してご異議ございませんか。
(異議なしの声あり)

議長 村井 剛 ご異議なしと認め、そのように決定いたしました。
答弁のため出席を求めた者、町長、副町長、教育長、各課課長、会計管理者でありま

す。

日程第3、議長の諸般報告に入ります。この報告は、平成30年6月定例会最終日より本定例会までの報告事項について印刷し、皆様のお手元に配布しております。その報告書をもって議長の諸般報告にかえさせていただきたいと思いますが、そのように取り計らってご異議ございませんでしょうか。

(異議なしの声あり)

議長 村井 剛 ご異議なしと認めます。
日程第4、これより町長の行政報告を求めます。

町長 畠山菊夫 (町長の行政報告 別紙のとおり)

議長 村井 剛 これより、町長の行政報告に対する質疑を行います。
確認の意味で申し上げますが、行政報告以外に対する質問、並びに7日の一般質問と重複する質問は、控えてくださるよう、また、一人一問程度で簡潔にお願いいたします。質問のある方は挙手してください。ありませんでしょうか。はい、10番 金議員。

10番 金一義 ただいま、町長から行政報告をいただきましたけども、プロポーザル方式の基本設計業者が決まったということで、その中の公募型プロポーザル評価選考要項について、もしよかったらお知らせしていただきたいのと、それと後、随意契約ということでその金額等をお知らせ願います。

議長 村井 剛 はい、小野総務課長。

総務課長 小野良幸 ただいまのご質問でございますが、評価要項につきましては、この後要項1冊をお配りしたいと思っております。随意契約の金額につきましては、現在、見積書を徴収している最中でございます。なので金額につきましては、募集の中でこちらから示した1,212万円の範囲内での見積もりとしておりますけれども、契約した後にその金額の方はお示ししたいと思っております。

議長 村井 剛 10番 金議員。

10番 金一義 いま随意契約の金額を後でということでしたけども、見積書云々ということでありましたけども、この業者さんからの見積もりということですよ、それは普通プロポーザルというのは、まず指名入った人達だけで開かれるというのが一般的だと私は考えていますが、そうすると、それでも見積書取るのかどうかわかりませんが、最初、公募されるに当たりますと、金額そのものをお示しなさったのかどうか、そこら辺をその業者さんにね、それとあの県外業者が1社、併せて県内業者2社とありますけども、この業者さんの名前を差し支えなかったら、ここで公表していただければ有り難いと思っております。

議長 村井 剛 小野総務課長。

総務課長 小野良幸 ただいまのご質問でございます。プロポーザルの申請に当たりますと、見積書の添付は頂いております。この金額につきましては、資料いまここに持ってきておりませんので、後でご報告したいと思っております。その金額については、こちらの方で示した募集要領の金額の範囲内ではありますが、契約に当たりますと、さらに見積書を徴して決めていきたいという考えでございます。

あと、県外業者でございますけども、県内、はい県内につきましては、有限会社 村田弘建築設計事務所、それから松橋コスモス設計共同事業体、代表企業者は松橋設計でございます。県内の業者は以上の2社でございます。

10番 金一義 そうすれば、そのいまお話されたことは、速やかに提出するように。

総務課長 小野良幸 はい、わかりました。

議長 村井 剛 他にありますでしょうか。8番 村井議員。

8番 村井 昇 8番 村井です。5ページになりますか、地域経済循環創造事業のハウスプラントによるジュンサイ栽培ということで、施設が終盤を迎えようとなっておりますが、そ

の規模というのはハウスの大きさがどの位でプラントの大きさがどの位であるのか、また民間会社から借り受ける土地の面積はどの位なのか、わかったら教えてください。

議長 村井 剛 はい、千田産業課長。

産業課長 千田浩美 ジュンサイのハウスにつきましては、当初7m20×120m、これが3棟でございます。それが変更後、三倉鼻に移りまして7m20×55.5m、これが3棟、それから7m20×50.1m、これが3棟でございます。若干100㎡程規模が縮小しております。それから土地の面積については、いまちょっと把握しておりませんので、後ほどお知らせしたいと思っております。

8番 村井 昇 わかりました。

議長 村井 剛 他にありますでしょうか。
ないようですので、これにて町長の行政報告に対する質問を終わります。
次に、日程第5、議案第40号から日程第13、議案第48号までの議案9件を各常任委員会に付託する関係で一括上程いたしたいと思っておりますがご異議ございませんか。
(異議なしの声あり)

議長 村井 剛 異議なしと認め、そのように決定いたしました。
議事日程については、配布している日程表のとおりであります。
提案理由の説明を求めます。

町長 畠山菊夫 本日提出いたします議案及び認定の概要について、ご説明申し上げます。
始めに会議日程資料の7ページをご覧ください。

議案第40号 八郎瀧町情報公開条例の制定について

行政機関の保有する情報の公開に関する法律に鑑み、町の規定を整備する必要があることから、八郎瀧町情報公開条例の全部を改正するものであります。

主な改正点は、公文書の定義に新たに電磁的記録を追加したこと、特定個人が識別される情報は公開しないことができるようになっていたが、法の趣旨により公開できないことにしたこと、一定の条件を備える町が出資・助成している団体も情報公開の対象としたこと、公開請求に係る費用の負担を無くしたこと、第三者に対する意見書提出の機会の付与等を規定したこと等であります。

続きまして、会議日程資料26ページをご覧ください。

議案第41号 八郎瀧町手数料条例の一部を改正する条例について

八郎瀧町情報公開条例を全部改正することに伴い、当該条例に規定する公開申請や公開に要する費用について規定を整備する必要があることから、一部改正するものでございます。

主な改正点は、情報公開申請手数料を削除したこと等であります。

続きまして、会議日程資料28ページをご覧ください。

議案第42号 八郎瀧町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

プロポーザル審査委員会の委員報酬額について定める必要があるため、条例を一部改正するものでございます。

改正点は、大学の教授、准教授、その他これらに準ずる者については、日額2万円以内において町長が定める額とし、それ以外は日額2千円としております。

次に、補正予算関係についてご説明申し上げます。

予算書をご覧ください。

議案第43号 平成30年度八郎瀧町一般会計補正予算(第4号)について

1ページ、歳入歳出に、それぞれ2,989万4千円を追加し、歳入歳出予算の総額を34億5,694万円としております。

10・11ページ、歳入の主なものは、国庫支出金の災害復旧費国庫負担金に総額871万7千を追加しております。これは、5月18日の豪雨災害の復旧費に係るもので、河川については工事請負費の3分の2、農業用施設及び林業用施設については65%を国が負担するものでございます。

12・13ページ、繰入金の介護保険特別会計繰入金508万8千円の追加につきまして

ては、平成29年度給付費の実績による精算分であります。繰越金の前年度繰越金には、1,367万6千円を追加しております。

14・15ページ、町債の臨時財政対策債に187万7千円を追加しております。

これは、臨時財政対策債の発行可能額の確定によるものでございます。

次に、16・17ページ、歳出の主なものは、総務費、一般管理費の委託料に会計年度任用職員制度整備支援業務委託料216万円を追加しております。これは、地方公務員法及び地方自治法の一部改正に伴い、特別職及び一般職の会計年度任用職員の任用等に関する制度の明確化を図り、併せて給付等についての規定を整備するものでございます。

庁舎管理費、委託料の役場庁舎アスベスト分析調査業務委託料124万2千円の追加は、現庁舎の解体経費及び解体期間等を積算するため、アスベストの含有状況について調査するものでございます。

18・19ページ、民生費、障害福祉費の償還金利子及び割引料に、国庫支出金に係る償還金222万6千円を追加しております。これは、平成29年度の実績による国庫支出金の精算分でございます。

22・23ページ、土木費、道路維持舗装費の工事請負費240万9千円の追加は、地元町内会からの要望により町道昼根下団地5号線の道路側溝修繕、町道羽立中央線の街路樹伐採に係るものでございます。

24・25ページ、教育費、小学校費、学校管理費の工事請負費に小学校電話設備更新工事99万4千円を追加しております。これは、不具合により不便が生じている小学校の電話設備を更新するものでございます。

中学校費、学校管理費、負担金補助及び交付金の生徒派遣費補助金88万4千円の追加は、9月以降に開催される中学校部活動等の生徒派遣に係るものでございます。

26・27ページ、災害復旧費に総額で1,521万7千円を追加しております。これは、去る5月18日の豪雨災害に係る復旧工事費で、林道天池線、真坂石塚地区、夜叉袋川の3ヶ所分であります。

なお、各項目に計上されている人件費につきましては、28ページの給与明細費に記載しております。

以上が一般会計補正予算（第4号）の概要でございます。

議案第44号 平成30年度八郎潟町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について

31ページ、歳入歳出に、それぞれ202万2千円を追加し、歳入歳出予算の総額を6億9,181万円としております。

36・37ページ、歳入には、県支出金にシステム改修費等補助金32万4千円を、繰越金の前年度繰越金に169万8千円をそれぞれ追加しております。

38・39ページ、歳出の主なものは、総務費、総務管理費、一般管理費の委託料にプログラム修正委託料32万4千円を追加しております。これは、法改正に伴う国保ラインシステムのプログラム修正に係るものでございます。

諸支出金、償還金、償還金利子及び割引料の支払基金償還金145万6千円の追加は、平成29年度給付費の実績による精算分で、社会保険診療報酬支払基金へ支払うものでございます。

以上が国民健康保険特別会計補正予算（第1号）の概要であります。

議案第45号 平成30年度八郎潟町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）について

41ページ、歳入歳出に、それぞれ64万8千円を追加し、歳入歳出予算の総額を3億769万7千円としております。

44・45ページ、歳入は、繰越金の前年度繰越金に64万8千円を追加しております。

46・47ページ、歳出には、下水道維持管理費の需用費に、新築住宅の建築に伴う公設枿の設置に係る修繕料64万8千円を追加しております。

以上が公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）の概要であります。

議案第46号 平成30年度八郎潟町介護保険特別会計補正予算（第2号）について

49ページ、保険事業勘定の歳入歳出に、それぞれ2,433万2千円を追加し、歳入歳出予算の総額を8億8,750万5千円としております。

52・53ページ、歳入は繰越金の前年度繰越金に2,433万2千円を追加しております。

54・55ページ、歳出の主なものは、諸支出金、償還金に総額1,904万4千円を追加しております。これは、平成29年度給付費の実績による精算分で、国・県及び社会保険診療報酬支払基金へ支払うものであります。

繰越金の一般会計繰越金508万8千円につきましても、平成29年度給付費の実績

による精算分であります。

以上が介護保険特別会計補正予算（第2号）の概要であります。

議案第47号 平成30年度八郎潟町上水道特別会計補正予算（第2号）について

57ページ、収益的支出に、433万3千円を追加し、総額を1億3,765万円に、58ページ、資本的支出では550万1千円を追加し、総額を1億1,301万6千円としております。

60・61ページ、収益的支出の原水及び浄水費、修繕費に高度処理施設修繕費94万円を追加しております。これは、オゾン発生装置のインバータ修繕に係るものであります。配水及び給水費、修繕費の配水管・給水装置修繕費313万円の追加は、漏水修理2件、給水管の取出工事2件分であります。

資本的支出の配水施設整備費、委託料に用地測量費416万9千円を追加しております。これは、浦大町字善知鳥坂地区から浦大町配水池までの送水管布設替工事に伴い用地測量を委託するものであります。

また、生活基盤施設耐震化等交付金事業設計業務委託料100万2千円の追加は、浦大町字豊坂地区の送水管布設替工事に係る測量及び実施設計委託料であります。

なお、人件費の内訳につきましては、62ページ給与明細書に記載してございます。

以上が上水道特別会計補正予算（第2号）の概要でございます。

続きまして、会議日程資料30ページをご覧ください。

議案第48号 町道路線の廃止について

中嶋住宅敷地整備に伴い、町営住宅用途となっている7路線の町道認定を、道路法10条の規定により廃止するものであります。

以上、よろしくご審議のうえ、ご可決くださるようお願い申し上げます。

議長 村井 剛 これより、議案に対する質疑を行います。

始めに、日程第5、議案第40号 八郎潟町情報公開条例の制定についての、質疑を行います。質疑ありませんか。はい、5番 石井議員。

5番 石井清人 5番 石井です。参考のためお聞きしたいのですが、条例改正の場合は、一部改正、或いは全部改正という文言を使ってるんですけども、今回、制定という言葉を使ってるけども、制定は新規に作る場合に制定というんですけども、公開条例の全部改正を今回するに当たって、制定という文言を使った理由は何かなということ、教えてください。

議長 村井 剛 はい、小野総務課長。

総務課長 小野良幸 ただ今のご質問でございますが、全部改正をする場合にこの制定という言い方をしている自治体もかなり見られております。そこについては、こういった場合には、こうしなさいといった定めがありませんので、他の自治体に習って実例の多い全部改正の場合、制定ということで提出させて頂きました。以上です。

議長 村井 剛 他にありませんでしょうか。
(質疑なしの声あり)

議長 村井 剛 ないようですので、質疑なしと認めます。議案第40号についての質疑を終わります。次に、日程第6、議案第41号 八郎潟町手数料条例の一部を改正する条例についての、質疑を行います。質疑ありませんか。
(質疑なしの声あり)

議長 村井 剛 ないようですので、質疑なしと認めます。議案第41号についての質疑を終わります。次に、日程第7、議案第42号 八郎潟町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についての、質疑を行います。質疑ありませんか。
(質疑なしの声あり)

議長 村井 剛 ないようですので、質疑なしと認めます。議案第42号についての質疑を終わります。次に、日程第8、議案第43号 平成30年度八郎潟町一般会計補正予算（第4号）についての、質疑を行います。質疑ありませんか。はい、7番 加藤議員。

7番 加藤千代美 3ページの中に、町債の臨時財政対策債がその発行可能額の確定により187万7千

円追加した、とこうありますけども今現在で臨時財政対策債はいくらの発行額なんですか。

議長 村井 剛 はい、小野総務課長。

総務課長 小野良幸 資料持ち合わせておりませんので、後で報告させていただきます。

議長 村井 剛 他にありますか。3番 伊藤議員。

3番 伊藤敦朗 3番 伊藤です。同じく3ページの所でございますけども、小学校電話の不具合に不便が生じているために電話設備を更新するとありますが、具体的にどういう不具合、不便が生じているかお知らせ願いたいと思います。

議長 村井 剛 落合教育課長。

教育課長 落合智 はい、お答えいたします。小学校の方に数台の電話機が設置されておりますが、その数台の電話機を制御する主装置に不具合が生じたということで、現在その対策として、NTTさんからもご協力頂きまして、一部機器を借りている状態です。

その際、校長室にある受話器に直通でつながる回線がないことから、一旦職員室で電話を受け、校長先生を呼びに行かなければならないなどの支障を来しており、今回電話設備の更新をするものでございます。

なお、この電話機一式はこの後、32年度に小中併設校となった際は、一式を移動して設置頂ける予定でございます。以上です。

議長 村井 剛 他にありますか。はい、小野総務課長。

総務課長 小野良幸 すみません。先程の加藤議員の臨時財政対策債の発行累計額ですが、補正予算書の29ページをご覧ください。

その表の中に下から2行目、(6)臨時財政対策債で一番右側の欄に今回補正額の起債を借り入れた後の残高が掲載しております。12億6,933万9千円の残高となっております。

議長 村井 剛 はい、7番 加藤議員。

7番 加藤千代美 この臨時財政対策債のときにも、減災基金というのは積立てるんですか。

議長 村井 剛 小野総務課長。

総務課長 小野良幸 減災基金の積立とは別になって参ります。地方交付税の国からの交付がございませぬけれども、交付税と合わせてこの臨時財政対策債が一般財源として使われるということで、もう10年位程前になりますか、法改正がありまして交付税の代わりに地方公共団体がこの起債を借り入れまして、一般財源で使ってくださいという形のものでございます。減災基金の積立につきましては、年度末に財政の方に余裕が出た場合にそれを新たに積立てるものでございます。以上でございます。

議長 村井 剛 7番 加藤議員。

7番 加藤千代美 減災基金の積立の考え方、違うんじゃないの。法律を良く見てください。それはまず後で指摘してみます。

この臨時財政対策債というのは、あれですか使用目的が特定されないということですか。

総務課長 小野良幸 はい、その通りでございます。

議長 村井 剛 他にありますか。9番 近藤議員。

9番 近藤美喜雄 ちょっと一つだけ教えてください。先程、行政報告で町長からも説明ありました。災害関連の予算が計上されておりますけれども、これは農林関係とそれから土木の関係がありますが、これはそれぞれ予算を置いたということは、発注の計画がなされてい

るだろうと思いますけれど、特に我々の近くにもこうありますので、大体その発注の何と言いますか、工期と言いますか、こういう見通し等確定してないかもしれないけれども、おおよその見通しというものがあるかどうか、これお知らせして頂きたいと思います。それから、もう一つはですね、災害の関連は、これははっきりしたものがここに挙がったものだと思いますけれども、いずれこの後また災害の関連で挙がってくる可能性があるものか、後はないものか、これで終わったのか或いはまたもしかすると、取り挙げられる可能性がある場所があるのか、ここをちょっとお知らせ頂きたいと思います。

この関係についても、実は私共の方でもお願いをしていると思われる箇所もありますので、そこら辺の見通し、そこら辺ちょっと分かれば教えて頂きたいと思います。

議長 村井 剛 はい、千田産業課長。

産業課長 千田浩美 産業課関係で言いますと、工期については11月いっぱいを目処に考えております。あと今後の予定ですけれども、実は今回、昨日の災害で八郎潟土地改良区さんの三倉鼻の揚水機場が破損しております。それ事業主体は八郎潟土地改良区さんなる訳ですけども、これがもしかすると災害に挙がってくる可能性があります。今のところは以上です。

議長 村井 剛 村井建設課長。

建設課長 村井健一 建設課関連の災害復旧工事についてですが、夜叉袋川の工期につきましては秋の農作業後のあとの発注を予定して、年度内3月いっぱいを目処に発注したいと考えております。あと建設課関連では、今のところ今後の災害復旧に関する予算計上は今のところはありませぬ。

9番 近藤美喜雄 今の絡みで、はっきり私も言わなかったですけども、真坂の沼、堤がありますけどもここ大雨の時に漏水、排水樋門と言いますか漏水して、それまず何とかいくらか塞いで使っている訳ですが、この関係はどういう具合に取り上げられているものか、もう一点は建設土木の関係ですけども、三倉鼻の採石場へ行く道路、これ前に私もちょっとお聞きした経緯がありますけども、この取り扱いはまったく災害とは関係のないものなのかどうかということ、これちょっと2点ばかり。

議長 村井 剛 はい、千田産業課長。

産業課長 千田浩美 まず一点ですけども、石塚のため池と思います。それについてはまず今後、水を全部抜いてから調査ということになっております。その時に、県の担当者も呼ぶ予定となっております。

ただ私は、実際に工事、現地見た訳ですけども、どうもただ板が割れて水が漏っていつてるというような感じにも見えたので、それが本当に災害なのかちょっと分かりませんので、今後のこととなると思います。

三倉鼻については、今のところ災害として取り上げる予定はちょっとございませぬ。以上です。

議長 村井 剛 他にありますか。ないようですので質疑なしと認めます。議案第43号についての質疑を終わります。

次に、日程第9、議案第44号 平成30年度八郎潟町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)についての、質疑を行います。質疑ありませんか。

(質疑なしの声あり)

議長 村井 剛 ないようですので、質疑なしと認めます。議案第44号についての質疑を終わります。

次に、日程第10、議案第45号 平成30年度八郎潟町公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)についての、質疑を行います。質疑ありませんか。

(質疑なしの声あり)

議長 村井 剛 ないようですので、質疑なしと認めます。議案第45号についての質疑を終わります。

次に、日程第11、議案第46号 平成30年度八郎潟町介護保険特別会計補正予算(第2号)についての、質疑を行います。質疑ありませんか。

(質疑なしの声あり)

議長 村井 剛 質疑なしと認めます。議案第46号についての質疑を終わります。

次に、日程第12、議案第47号 平成30年度八郎潟町上水道特別会計補正予算（第2号）についての、質疑を行います。質疑ありませんか。

議長 村井 剛 はい、6番 北嶋議員。

6番 北嶋賢子 6番 北嶋賢子です。47号の中で、浦大町配水池までの送水管布設替工事についてですけれども、セメント管がこれで完了するという風に捉えてもいいんでしょうか。

議長 村井 剛 村井建設課長。

建設課長 村井健一 石綿管の布設替工事になります。今回追加補正してある予算につきましては、浦大町の配水池までのルート、浦大町の上町から浦大町の配水池までのルートについての設計及び用地関係の予算の追加となっております。
布設替の事業は昨年度から始めておりますが、今年度まだもう少し続きはこの後も残っております。以上です。

議長 村井 剛 他にありますでしょうか。
(質疑なしの声あり)

議長 村井 剛 ないようですので、質疑なしと認めます。議案第47号についての質疑を終わります。
次に、日程第13、議案第48号 町道路線の廃止についての、質疑を行います。質疑ありませんか。
(質疑なしの声あり)

議長 村井 剛 ないようですので、質疑なしと認めます。議案第48号についての質疑を終わります。
ただ今から、各会計の決算認定の議案を上程いたしますので、渡邊代表監査委員から出席していただきます。暫時休憩いたします。
(休憩)
(渡邊代表監査委員入場)
(再開)

議長 村井 剛 会議を再開いたします。ただ今から各会計の決算認定の議案を上程いたします。
日程第14、認定第1号から、日程第19、認定第6号までの6議案を各常任委員会に付託する関係上、一括上程したいと思っておりますが、ご異議ございませんか。
(異議なしの声あり)

議長 村井 剛 ご異議なしと認め、そのように決定いたしました。提案理由の説明を求めます。

町長 畠山菊夫 続きまして、各会計決算について、ご説明申し上げます。
常任委員会で充分ご審議されることと思っておりますので、ここでは主な項目についての、ご説明をいたします。

認定第1号 平成29年度八郎潟町一般会計歳入歳出決算認定について

歳入歳出決算の概要をご説明申し上げます。

決算書の142ページ、実質収支に関する調書をご覧ください。

歳入総額が35億69万6千円、歳出総額が32億6,893万8千円、歳入歳出差引額は2億3,175万8千円であります。そのうち1,746万9千円が翌年度への繰越財源であり、実質収支額は2億1,428万9千円となっております。

2・3ページ、歳入の概要ですが、町の自主財源であります町税は、総額4億8,460万3,043円で、前年度比1.1%、およそ546万円の減額となっております
調定額に対する収納率については、94.5%で前年度比1.0%の増となっております。

地方消費税交付金は、1億451万9千円で、前年度比3.9%、およそ394万円の増額となっております。主財源の地方交付税は、15億7,544万7千円で、前年度比2.4%、およそ3,858万円の減額となっております。

4・5ページ、国庫支出金は3億6,066万円9,062円で、前年度比19.4%、およそ5,857万円の増額となっております。これは、一日市商店街に整備した「まちづくり活動センター」の建設等に対する地方創生拠点整備交付金5,452万8千円を収入したことなどによるものでございます。

県支出金は、1億9,396万5,775円で、前年度比18.7%、およそ4,45

7万円の減額となっております。これは、28年度単年度事業の地域密着型サービス施設等整備事業費補助金3,200万円及び介護施設開設準備経費等支援事業費補助金558万9千円に係る事業終了などによるものでございます。

繰入金は、7,724万4,698円で、前年度比809.7%、およそ6,875万円の増額となっております。これは、財源不足を補うために財政調整基金5千万円と「まちづくり活動センター」建設に係る地域振興施設整備基金2千万円をそれぞれ繰り入れたことによるものでございます。

町債は、普通交付税の代替財源である臨時財政対策債が9,043万円で、前年度比1.9%、およそ167万円の増額となっております。

また、基幹水利施設ストックマネジメント事業、学校給食費助成事業、中学校テニスコート人工芝張替事業などに過疎対策事業債を1億円、小型動力ポンプ付軽積載車導入事業に緊急防災・減災事業債を950万円、まちづくり活動センター建設に係る地方創生拠点整備交付金事業に一般補助施設整備等事業債4,580万円をそれぞれ借り入れし、町債総額は2億4,573万円で、前年度比53.6%、およそ8,577万円の増額となっております。

次に、歳出の概要ですが、決算書と共に配布しております別紙A4黄色の「性質別歳出の状況」をご覧ください。

義務的経費である人件費、扶助費、公債費は、総額で、12億5,019万1千円となっており、前年度比4.0%、4,852万8千円の増額となっております。

これは退職手当支給事務に係る負担金制度の改正により、職員退職手当組合負担金の負担率変更に伴い、退職に係る負担金が1億1,708万円と、前年度比で107.3%、6,061万3千円の増額となっていることなどによるものでございます。

投資的経費である普通建設事業費は、4億3,036万1千円となっており、まちづくり活動センター建設に係る地方創生拠点整備交付金事業、基幹水利施設ストックマネジメント事業、中学校テニスコート人工芝張替事業の実施などにより、前年度比55.8%、1億5,409万9千円の増額となっております。

物件費、補助費等、積立金、貸付金、繰出金などのその他の経費は、総額で15億8,652万1千円となっており、前年度比2.6%、4,316万2千円の減額となっております。

次に、実施事業の概要についてご説明申し上げます。

まず、継続事業の公営住宅整備事業については、老朽化している中嶋住宅について、2棟8戸を解体し、2棟4戸を新築しております。

また、一日市商店街に「まちづくり活動センター」を整備し、惣菜の製造・販売、ベーカーリーコーナーの設置、フリーマーケットの運営など、商店街の賑わいづくりを図っております。

消防関係では、消防団に配備されている小型動力ポンプ付積載車について、第1分団及び第2分団の2台について更新し、防災力の向上を図っております。

教育関係では、経年劣化していた中学校テニスコート4面について、日本スポーツ振興センターのスポーツ振興くじ助成金を活用し、人工芝の張り替えをしております。

さらに、町内外の小・中学校に在籍している町内に住所を有する児童・生徒の保護者を対象に、教育の充実及び子育て支援を目的とした学校給食費助成事業を継続実施しております。

社会資本整備総合交付金事業では、町道小池線道路改良事業など社会資本整備に取り組んでおります。

これら決算数値による各項目の比率等は、経常収支比率が93.3%で、前年度比5.3%の増であり、公債費比率は6.8%で、前年度比1.2%の減となっております。また、地方債の同意基準を定めたもので、過去3年間の平均数値である実質公債費比率は9.3%で、前年度比0.2%の増となっております。

以上が一般会計歳入歳出決算の概要であります。

認定第2号 平成29年度国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について

歳入歳出決算の概要をご説明申し上げます。

174ページ、実質収支に関する調書をご覧ください。

歳入総額が10億204万円、歳出総額が8億1,448万4千円、実質収支額は1億8,755万6千円となっております。

144・145ページ、歳入の概要ですが、国民健康保険税が1億3,058万1,535円で、前年度比4.6%、およそ632万円の減額となっております。調定額に対する収納率については、84.4%と前年度比1.7%の増となっております。

また、国庫支出金や医療給付費等交付金につきましては、歳出に見合った額が収入されております。

一般会計からの繰入金である他会計繰入金は、4,720万7,938円で、前年度比4.6%、およそ230万円の減額となっております。

次に、歳出の概要ですが、146・147ページ、保険給付費では、療養諸費が4億3,155万1,214円で、前年度比でおよそ1,397万円増加し、保険給付費の総額でも前年度比3.4%、およそ1,623万円増額の4億9,039万3,690円となっております。

以上が国民健康保険特別会計歳入歳出決算の概要であります。

認定第3号 平成29年度八郎潟町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、ご説明申し上げます。

190ページ、実質収支に関する調書をご覧ください。

歳入総額が6,913万3千円、歳出総額が6,778万6千円、実質収支額は134万7千円となっております。

歳入の概要ですが、176・177ページ、後期高齢者医療保険料が4,249万2,400円で、前年度比5.8%、およそ233万円の増額となっております。

調定額に対する収納率は、99.6%と前年度比0.3%の減となっております。

また、一般会計繰入金は2,575万359円で前年度比0.5%、およそ14万円の増額となっております。

次に、歳出の概要ですが、178・179ページ、総務費が185万2,482円、後期高齢者医療広域連合納付金が6,563万6,459円となっております。

以上が八郎潟町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の概要であります。

認定第4号 平成29年度八郎潟町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について、ご説明申し上げます。

204ページ、実質収支に関する調書をご覧ください。

歳入総額が3億524万6千円、歳出総額が2億9,754万6千円、歳入歳出差引額は、770万円であります。そのうち1万1千円が翌年度への繰越財源であり、実質収支額は768万9千円となっております。

歳入の概要ですが、192・193ページ、使用料は7,706万1,685円で、前年度比0.9%およそ70万円の増額となっております。調定額に対する収納率については、93%で前年度比0.7%の減となっております。

一般会計からの繰入金は、1億3,997万円で、前年度比でおよそ1,158万円増加しております。

町債では、秋田湾・雄物川流域下水道事業債及び建設利息償還債として、総額7,950万円を借り入れしております。

次に、歳出の概要ですが、200・201ページ、県が事業主体となっている秋田湾・雄物川流域下水道事業負担金では、476万9千円を、下水道維持管理費では、総額で6,192万6,364円を、202・203ページ、起債の償還金である公債費では、総額で2億3,076万4,144円をそれぞれ支出しております。

以上が公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の概要であります。

認定第5号 平成29年度八郎潟町介護保険特別会計歳入歳出決算認定についての、概要を申し上げます。

はじめに保険事業勘定ですが、238ページ、実質収支に関する調書をご覧ください。

歳入総額が8億8,418万円、歳出総額が8億5,302万9千円、実質収支額は3,115万1千円となっております。

歳入の概要ですが、206・207ページ、保険料は、1億4,871万8,040円で前年度比2.9%、およそ412万円の増額となっております。調定額に対する収納率は98.8%で前年度比0.1%の減となっております。

また、国庫支出金や支払基金交付金などにつきましては、歳出に見合った額が収入されております。

一般会計繰入金は、1億2,521万2千円で、前年度比6.5%、およそ761万円の増額となっております。

次に、歳出の概要ですが、208・209ページ、総務費は、総額で1,459万267円、保険給付費では、介護サービス等諸費6億9,935万6,452円をはじめ総額で7億9,734万4,095円を支出しております。

次に、介護サービス事業勘定ですが、246ページ、実質収支に関する調書をご覧ください。歳入及び歳出総額とも297万円となっております。

歳入は、240・241ページ、介護予防給付費収入が297万300円、歳出は、繰出金297万300円となっております。

以上が介護保険特別会計歳入歳出決算の概要であります。

認定第6号 平成29年度八郎潟町上水道特別会計決算認定について、決算の概要をご説明申し上げます。

254ページ、損益計算書をご覧ください。

平成29年度の当年度純利益は、前年度比およそ735万円の増額の1,512万5,902円で、当年度未処分利益剰余金は、9,800万2,299円となっております。261ページ、収益費用明細書の収入の部、水道事業収益では、給水収益が1億4,120万4,625円と、前年度比およそ769万円の増額となっております。

262ページ、支出の部の水道事業費用総額は、1億3,231万91円となっております。そのうち営業費用が1億2,207万4,454円と、前年度比およそ744万円の減額となっております。

263ページ、営業外費用では企業債利息が808万7,285円と、前年度比およそ101万円の減額となっております。

264ページ、資本的費用明細書の収入の部、資本的収入では、一般会計出資金982万7千円、国庫補助金1,965万5千円をそれぞれ収入しております。

また、企業債では、浄水場電気設備更新工事分として1億3,700万円を借り入れしており、総額で1億6,777万440円となっております。

支出の部の資本的支出としては、収入の部でもご説明いたしました浄水場電気設備更新工事費として、取水浄水施設整備費の工事請負費1億5,234万4,800円を、浦大町地区送水管布設替工事費として、配水施設整備費の工事請負費5,182万7,040円を、企業債償還金で、3,687万463円を支出しており、総額で2億5,527万6,903円となっております。

なお、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額は、252ページの下段に記載のとおり消費税及び地方消費税並びに損益勘定留保資金で補てんしております。

以上が、上水道特別会計決算の概要であります。

以上、平成29年度各会計決算の概要をご説明いたしました。よろしくご審議のうえ認定いただきますようお願い申し上げます。

続きまして、会議資料40ページをご覧ください。

報告第3号 平成29年度八郎潟町一般会計等財政健全化審査及び平成29年度八郎潟町水道事業会計経営審査について

財政健全化法第3条第1項及び第22条第1項の規定により、別添の「平成29年度八郎潟町財政健全化及び経営健全化審査意見書」を議会へ報告致します。

以上であります。

議長 村井 剛 次に、監査委員による監査の報告を求めます。

代表監査委員 渡邊優 (監査委員の意見書により監査報告の説明)

議長 村井 剛 それではここで昼食のため、午後1時30分まで休憩いたします。
(休 憩)
(再 開)

議長 村井 剛 それでは、午前中に引き続き再会いたしますが、11番 伊藤議員より所用のため欠席届が出ておりますが、会議は成立いたしております。

これより議案に対する質疑を行います。

始めに、日程第14、認定第1号 平成29年度八郎潟町一般会計歳入歳出決算認定について、質疑を行います。質疑ありませんか。はい、5番 石井議員。

5番 石井清人 5番 石井です。決算のご説明、いろいろ有り難うございました。

私、三つほど思ったのをしゃべらせてもらいます。一つは感想なんですけども、基金が29億3,400万あると、そして起債段落は28億9,500万、その借金に対して貯金が上回ったというのは、八郎潟町始まって以来でないかなと思って、私は非常にびっくりして感心してます。よく町長がここまで、こう財政運営をよくやったものだなと思ってます。それがまず感想です。それが一つ目です。

二つ目は、人件費が5億超えたということなんですけども、昔は5億超えてあったけども、最近は職員の人数も減らしたのでもう出ないと思ったけど、5億だと、説明では負担金の率が高くなったので、となってるけども私が退職したのは平成24年ですけども、その頃からするといまは支給月数も変わって、おそらく500万位は大概減ってる

んでないかと思えます。

そういう退職金が減っている中で、何故この負担率を上げて退職の引き上げというかそういうものを出さなければならなくなったか、という辺りが分からないので、もし後で分かったら教えてください。

それから三つ目のことは、意見なんだけども、いま課長さん方は5と6使ってますけども、給料表ですけども5と6使ってます。まず、課長さん位の年になると、子供さんもまず大概、学校上がって職に就いたりして、まず楽になるんだけども、一番切ないのはやっぱりその中間層、これがまず高校、大学と入る頃は一番お金が掛かります。子供が二人、三人と大学に行くともう火の車なんだけども、ところがまずその所があるんだけども、八郎潟町は全県的にラスパイが一番低いということなんで、給料表の運用をこうちょっと柔軟にして、中間層に少し配慮した給与体系にすれば、ラスパイも上がるし、職員方も子育ての時に楽なるんでないかと、私は思ってあったのでこれ私の意見です、ということで終わります。

議長 村井 剛 そうすれば、2番目だけが質問ですね。はい、小野総務課長。

総務課長 小野良幸 ただいまのご質問でございますけれども、退職手当の率が変わったということなんですけども、実は退職手当の支給に係る額について、我々公共団体が負担金として納める訳なんですけど、これまでの負担金の額とそれから過去の累計の退職手当の額と比較しまして、まだ我々が支払っている負担金の額が少ない状態が続いておりました。

それについて今後どうするかということで、従来の負担率のまま継続して行くのか、それともここで一回、その差額について一度に支払いをするのかといった選択方式が取られました。その関係で八郎潟町は、まだ財政に大型建設事業をやる前でしたので、そのおきた部分については、ある程度負担して行きましょうという選択を取りました。

その関係での数字となっております。詳しい数字につきましては、いま手元に資料持ってきておりませんが、また後でご報告したいと思えます。

議長 村井 剛 他にありませんでしょうか。はい、7番 加藤議員。

7番 加藤千代美 監査委員の方にお聞きしますが、全体の貸借対照表はこの監査結果を書く前に仕様として持っておったのでしょうか。それがまず第一点、それからもう一つは、この中で財政が逼迫するであろうということで、人件費、扶助費、物件費、補助金などの経常経費の節減に努めなければいけない、とこう書いてあります。

この中でやっぱり大きいのが物件費だと思うんですね、ということで物件費補助に対する受けている団体についても監査したものかどうか、その意見を聞いたものかどうかそれ一つであります。

もう一つですが、6のその他についてなんですけど、最終処分場の焼却灰について施設を見学したということになっております。焼却灰全体のその施設の状態を見たものなのかどうかお伺いいたします。

議長 村井 剛 はい、渡邊代表監査委員。

代表監査委員 渡邊優 7番の議員さんの質問にお答えいたします。

いずれいま、貸借対照表のこともございましたけども、その一般会計上における、そういうバランスシートの決算については、やってございません。いずれこの後、公会計が整備されてそれに準じた形でご披露されるものという風に考えてございます。ただ、物件費の関係について、その個々の団体の意見を聞いたかというようなことでございますが個別の意見聴取は致してございません。以上です。

後、最終処分場は現地視察を致してございます。報告書にも書いてございますけども目視を致して担当職員からも改めて説明を受けてございます。

それによりますと、現状で概ね6割から7割程度、計画収容量になっているというようなことでございましたので、いま臨時的に焼却灰搬入が、年間250から300立米位ございますので、それで計算しますと10年から15年位はまだいいだろうという、これあくまでも推定でございますので、測量とかそういったものはしてるものではございません。

ただ現実としては、当然、段々収容する量も増えていきますので、それに対応するような対策を前もって、今から検討しておく必要があるのかなというようなことで意見を述べたものでございます。

議長 村井 剛 7番 加藤議員。

7番 加藤千代美 当局にお伺いしますが、決算書の40ページになるんですが、ここで町債があります。この町債は2億6,173万円とあります。それで午前中にもお話したんですが、減災基金がここで8万円ですか、減災基金が積立金が8万5千円となっております。これはどういうようにして計算したんですか。それと二つ目なんですが、この最終処分場、監査委員の方は現地を見て、焼却灰の埋蔵量を見たということでございますけども、現在の担当職員の方でもいいんですが、当局に聞きたいんですが、最終処分場が沈下しているという、沈下して他の所が隆起しているという状態を把握しているかどうか、それから、川口湖の建物、馬場目川の川口湖の所が地滑り現象が起きて、最終処分場の所に影響しているかどうか分からないけれども、その辺の所も把握しているかどうか、お伺いいたします。

それからもう一つなんですが、この全体的な貸借対照表を見ますと、非常に厳しい状況でそのことを書いております。いわゆる現金収入がないと、資産はそれぞれにあるけれども使える金がない、とこういうことを書かれていますけども、それについてはどのような考えを持っているのかお伺いいたします。

議長 村井 剛 はい、小野総務課長。

総務課長 小野良幸 ただいまのご質問の一つ目でございますが、決算書における起債の中、減災基金の8万円については、これ利子の分を積み立てたものです。そして起債の方についてのご質問をもう一度お願いいたします。

7番 加藤千代美 私が持っている資料の中では、起債の額についてはこれは指針として起債の30分の1を積み立てなければいけないという資料がございます。それについては後で伺いますが、国の指針として。

議長 村井 剛 小野総務課長。

総務課長 小野良幸 午前中の質問のことだと思われまじけれども、おそらくだと思いますが、臨時財政対策債を借り入れた場合、その償還を当然していく訳です、その償還にありましては満期一括で償還する場合も、他の自治体さんは行っているところはございます。そういった自治体の皆様にあつては、その満期一括の20年後なるか30年後なるかわかりませんが、その時の償還に困らないように、その臨時財政対策債のいくらかでも加藤議員が言われる3割とかについては、積み立てた方がいいですよという方針の通知のことだと思われまじ。

本町にありましては、臨時財政対策債の償還は毎年度行っておりまして、積み立てる必要もないということから、一般財源として使用しているものでございます。

後、貸借対照表のお話がありました。始めて28年度決算につきまして、資料でもお配りさせていただいて、町のホームページにも載せているところでございます。

これの分析でございますが、始めての貸借対照表で姿が露になったんですけども、これまで地方公共団体、我々がいろいろ事業をやってきた中で、やはり大きなものは資産を作ったということです。建物のみならず道路や公共下水道、水道会計は別会計になりますけれども、そういったものと比較いたしまして、現金収入が少ないと思われることだと思っております。

いずれ民間であれば、この貸借対照表に減価償却費、これを毎年度計上いたしまして将来に備えているのが優良企業だという風に認識しておりますが、我々地方公共団体はそういった手段と言いますか、会計の在り方がそういう風でなかったものですから、毎年度の単式簿記で作ってあったんですけども、ここで露わになったのがこれまでの資産を作ったものの、今度は維持管理と、かなりもう老朽化もしてきております。それに対応する財務の姿になっていないということは、もう全国の自治体に共通に言えることだと私は認識しております。

ここでこの公会計の分析なされた企業さんの報告にもあります通り、起債の額については、なるべく小さくして行くのが望ましいということは当然のことでありまして、そのバランスを見ながら、今後、公共施設等管理計画の個別施設計画も策定して行きながら、町民に皺寄せがこないような姿を模索して行くことになろうかと思っております。

財政的なことにつきましては、簡単ですが以上で答弁とさせていただきます。

7番 加藤千代美 いまの質問に関連しているんですが、この貸借対照表の中で、減価償却の中身が書かれていない訳ですよ、最終的に減価償却が段々減っていくという状態になってます。減価償却が減って行くということは、資産が減るということでしょう、この見方を見ると、これ9ページのところでよく

わかるんですが、町村財政を維持していくためには、償却資産と金融資産で運用して行かなければいけないと、そうしていかなければ苦しいものになるということを書いてある訳ですね、これ家庭にとってもそうなんですが、償却資産を積み立てていかないと、やがては償却資産を立てる時に財源がないと、そういう状態になることだと思うんです。で注意しなければいけないと、そして11ページ、12ページにそのことを細かく書いてある訳です。

私が求めるのは、役場の償却資産がどんなものがどれ位あるかというのを、やっぱり額として出してもらわないと、言葉だけじゃどうもわからないということ指摘しておきたいです。

議長 村井 剛 後で、資料提示を求めるということですね。そうすれば、よろしくお願ひします。そうすれば、2番目の処分場の詳しいことについて、一ノ関町民課長。

町民課長 一ノ関一人 沈下と隆起関係のことなんですけども、最終処分場とおそらく八郎瀉湖水苑の周辺だと思いますけれども、それでよろしいでしょうか。

そうすれば最終処分場ですけれども、沈下関係ですが沈下があります。と言うのは周辺を囲っているフェンスの部分で沈下現象があります。

ただし、処分場内のシートの貼っている部分については沈下が確認されておられません。それからもう一つですけれども、八郎瀉湖水苑については、前の不燃物の埋立処分場でしたので、その上に改良した中で建物を建てた訳なんですけれども、沈下はしているのが現状でございます。

ただし処分場については、支持基盤の約50メートルまで杭を打っておりますので、建物自体には沈下が現れておられませんので、処理場は順調に処分されております。以上でございます。

議長 村井 剛 川口の地滑りの件。

町民課長 一ノ関一人 川口の部分については、おそらく八郎瀉湖水苑のことだと思っております。

7番 加藤千代美 湖水苑と最終処分場の所は、私共は沈下してると見ておる訳です。と言うのは周辺の田んぼの排水路が傾いた他に、高くなって行って排水が出来ない状態になってるんですね、現地確認すればそれすぐ分かると思います。それで沈下してるんじゃないかと、そういうこと私提案した訳なんです。

もう一つは、馬場目川の川口湖の堤防、この前見たら県の方では地滑り対策の測る何ですかね、観測機器を付けてあったんですよ、ですからその辺の全体の把握というのはどうなってるかということを知りたいです。

議長 村井 剛 一ノ関町民課長。

町民課長 一ノ関一人 田んぼについての隆起関係については、ご存知です。それで主に沈下している田んぼと周辺2ヶ所程ありましたので、その部分については土を盛って下がっている部分の対応は状況に応じて対応しております。

全体的なものについて、詳細までについてはこちらの方で把握はしていません。

議長 村井 剛 はい、よろしいでしょうか。そうすれば他にありますか。1番 小柳議員。

1番 小柳 聡 19ページの12款、歳入の方なんですけども、えきまえ交流館使用料に関して、先日50万人突破したという報道もされておりますけども、昨年に比べて約40万、率にして60パー位の伸びとなっておりますけども、これってちなみにどういった内容のもので、また町外の利用者の方のものが多いと思うんですけども、ちょっと大きな差異があったものでお伺いしたいと思います。

議長 村井 剛 落合教育課長。

教育課長 落合智 お答えします。交流ホールでの使用料が伸びたということになりますけども、昨年1件、営利を目的とした業者さんの使用があったということで、1時間当たり4,000円のもののが営利ですと、2倍の8,000円になるということで、2日間で10万以上の使用料として頂いたという風なことが大きな原因となります。

議長 村井 剛 はい、よろしいでしょうか。1番 小柳議員。

1 番 小柳 聡 一応40万位を見てたので、そういったものが結構いろいろ他にもあったと認識します。

議長 村井 剛 よろしいでしょうか。他にありませんでしょうか。7番 加藤議員。

7 番 加藤千代美 決算参考資料の2ページなんですけど、当初予算では地方交付税14億1,500万円それで特別地方交付税が1億3,000万円出てる訳ですが、総額で15億4,500万ですか、結果的には3,000万近く上昇したんですけども、この地方交付税の中で普通交付税が決算の段階で少なくなっている、普通交付税というのは算定の基礎はそんなに変わらないと思うんですけど、これはどういう理由なのか、特別交付税は分かりませんが、普通交付税が何故当初予算と比べて下がったのか、それ一つ教えて下さい。
もう一つなんですけど、町民税が上がっております。それから固定資産税が上がっております。その上がった要素、これを教えて下さい。

議長 村井 剛 小野総務課長。

総務課長 小野良幸 普通交付税の額が下がった主な理由なんですけれども、国の方で毎年度普通交付税枠というのを定めます。それに合わせて交付税算出の基礎であります単位費用について設定して参ります。人口が国勢調査人口でやりますので、28年度、29年度は同じ人口を使っているんで、その辺の影響はないかと思いますが、その単位費用の減少によるところが大きかったものでございます。以上です。

議長 村井 剛 それから相澤税務課長。

税務課長 相澤重則 すみません。加藤議員にちょっと確認したいんですけども、町民税と固定資産税が上がってるというお話でしたけれども、2ページの左下の町税徴収状況現年度分、これすみません、左側が調定額の1億9,800万で、右側が収入済額の1億9,700万円ということであります。調定につきましては、28と29、個人町民税につきましては29年度は28年度より下がっております。
また固定資産税につきましては、調定が29年度と逆でしたということですけども、28、29の比較ですか。

7 番 加藤千代美 じゃあもう一回自分の方で精査して、もう一回聞きます。

議長 村井 剛 なければ次に移りますので、7番 加藤議員。

7 番 加藤千代美 交付税の基礎数値、基礎単価が変わったということですか、計算式の基礎単価。

議長 村井 剛 小野総務課長。

総務課長 小野良幸 単位費用というものがございます。基礎数値の一つではあります。以上です。

議長 村井 剛 はい、よろしいですね、他にありませんでしょうか。
(質疑なしの声あり)

議長 村井 剛 ないようですので、質疑なしと認めます。認定第1号についての質疑を終わります。
次に、日程第15、認定第2号 平成29年度八郎潟町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、質疑を行います。質疑ありませんか。はい、7番 加藤議員。

7 番 加藤千代美 国民健康保険で、2,200万の未収金があったと思ったんですけど、歳入ですから税のことだと思うんですけど、この2,200万ありますけどもこれは徴収可能なものですか。

議長 村井 剛 相澤税務課長。

税務課長 相澤重則 国保税につきましては、収入未済が2,200万程ございます。滞納者につきましては、督促、催告、財産調査等実施しております。
こちらにつきましては、今後収入見込のある方につきましては、継続して徴収出来るように頑張りたいと思いますので、よろしくお願ひします。

議長 村井 剛 7番 加藤議員。

7番 加藤千代美 これもう一つ、2,200万あるんですが、不納欠損額が毎年100万以上あると思ってるんですよ、不能欠損額がこの過年度収入に32%ですか、その位の収入しかないということなので、不能欠損額というのは5年に一回処分するんですか。

議長 村井 剛 相澤税務課長。

税務課長 相澤重則 不能欠損につきましては、5年で時効消滅ということで基本的に5年で処理しております。あとその他と執行停止者という方もおりますので、その方につきましては3年経過後抹消しております。以上です。

議長 村井 剛 はい、よろしいでしょうか。他にありますでしょうか。
(質疑なしの声あり)

議長 村井 剛 ないようですので、質疑なしと認めます。認定第2号についての質疑を終わります。次に、日程第16、認定第3号 平成29年度八郎潟町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、質疑を行います。質疑ありませんか。
(質疑なしの声あり)

議長 村井 剛 質疑ないようですので、質疑なしと認めます。認定第3号についての質疑を終わります。次に、日程第17、認定第4号 平成29年度八郎潟町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について、質疑を行います。質疑ありませんか。
(質疑なしの声あり)

議長 村井 剛 質疑ないようですので、質疑なしと認めます。認定第4号についての質疑を終わります。次に、日程第18、認定第5号 平成29年度八郎潟町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について、質疑を行います。質疑ありませんか。
(質疑なしの声あり)

議長 村井 剛 質疑なしと認めます。認定第5号についての質疑を終わります。次に、日程第19、認定第6号 平成29年度八郎潟町上水道特別会計決算認定について、質疑を行います。質疑ありませんか。はい、7番 加藤議員。

7番 加藤千代美 会計監査の報告にもありましたけども、未収金5,313万912円ありますけれども、この中身は何ですか。

議長 村井 剛 村井建設課長。

建設課長 村井健一 上水道使用料となります。

議長 村井 剛 7番 加藤議員。

7番 加藤千代美 上水道使用料が、5,313万円未納だということですか。

建設課長 村井健一 先程の監査委員報告の資料の中の、資産の部の未収金、5,313万程の部分だと思いますけれども、未収金につきましては先程言いましたように、水道使用料もございいます。その他に国庫補助金でまだ入ってこない補助金等もございいますので、それらを含めましてトータルで5,300万程ございいます。

7番 加藤千代美 国の補助金も入ってこないの、未収金と合わせて5,313万円ですと、未収金の額はいくらですか。

議長 村井 剛 使用料の額のことで、未収金の5,313万のその中の内訳ということですか。内訳だそうです。

建設課長 村井健一 水道使用料の未収金につきましては、決算が30年3月末までとなっておりますがちょっとすみません、2,200万程かと記憶してございます。

7番 加藤千代美 2,200万ですけれども、私ちょっと資料ないので、前年度28年度も同じ位の未収金ありますか。それが一つ、もう一つはこれ水道料金がこの位の未収金が発生していると、やがては大変な負債になると思うんですよ、それについてはどういう対策を見てるか。

議長 村井 剛 村井建設課長。

建設課長 村井健一 前年度の水道料金の未収金につきましても、2,200万まではいっておりませんが、2,000万を超えた近い数字でございます。
この未収金につきましては、かなり過去のものからの水道料金も多く含まれてございます。加藤議員言われますように、この未収金につきましては徴収するべきものは徴収するというのが原則ですが、現在もうすでにおらない者もございまして、いまその方々については、何と言いますか、現在地を調査しながら、いろいろいま調査を進めているところでございます。

議長 村井 剛 加藤議員、同じ質問ですか。本来であれば3回までということでありまして、まずもう一回だけ許します。

7番 加藤千代美 これ2,200万今年ですけれども、前年度2,000万近い額、段々積み重なっていくと回収出来ない可能性が増えていくということになるんですが、なんと言っても借金も財産ですから、収入としてあるだろうけども、それを回収しないとやがては、一般財源から補填しなければいけないという事態になると思うんですよ、そういう考えはあるのかお伺いします。

建設課長 村井健一 先程申したとおり、まずはその徴収出来るものの所につきましては、徴収を努力するというのが大前提でございます。現在はその一般財源からの繰り入れ等については考えてございません。

議長 村井 剛 他にありますでしょうか。
(質疑なしの声あり)

議長 村井 剛 ないようでございますので、質疑なしと認めます。認定第6号についての質疑を終わります。
これにて認定議案に対する質疑を終わります。
ここで渡邊代表監査委員に退席をして頂きたいと思っております。大変ご苦労様でした。暫時休憩いたします。
(休憩)
(渡邊代表監査委員退席)
(再開)

議長 村井 剛 会議を再開いたします。
報告第3号に対する質疑を行います。質疑ありませんか。
(質疑なしの声あり)

議長 村井 剛 ないようですので、質疑なしと認めます。報告第3号についての質疑を終わります。
次に、日程第21、陳情について、を上程いたします。
お手元に配布しております陳情は、2件であります。提出された議案等並びに陳情について、皆様に配布いたしました議案等付託表及び請願・陳情文書表に記載のとおり所管の常任委員会に付託することに、ご異議ございませんでしょうか。
(異議なしの声あり)

議長 村井 剛 ご異議なしと認め、各常任委員会に付託することといたします。
事務局長から、委員会室の報告をさせます。

議会事務局長 鳴海一元 総務産業常任委員会は、第1委員会室でお願いします。教育民生常任委員会は第2委員会室でお願いしたいと思います。
それから一つお知らせですが、議会運営委員の皆様にお知らせします。

本日、各常任委員会終了後、打ち合わせを行いますので委員会終了後は第一委員会室にお集まり下さい。以上です。

議長 村井 剛 これより各常任委員会を開いていただきます。明日は午前10時より本会議を開きます。本日の会議は、これをもって散会いたします。大変ご苦勞様でした。

(午後2時7分)

平成30年八郎潟町議会9月定例会 会議録

第2日目 平成30年9月7日 (金)

議長 村井 剛 おはようございます。
ただいまの出席議員は12名であります。
定足数に達しておりますので、八郎潟町議会9月定例会は成立いたしました。
これより、本日の会議を開きます。答弁のため出席を求めた者、町長、副町長、教育長各課課長、会計管理者であります。
日程第1、これより、一般質問を行います。最初に2番 柳田裕平君の一般質問を行います。

2番 柳田裕平 おはようございます。柳田裕平でございます。
質問に入る前に、7月の西日本豪雨災害、それから9月4日の台風21号、それから9月6日の北海道大地震などの自然災害が発生し、その報道で驚いているところでございます。命を落としたり、安否不明になったり、負傷したり多くの方が被害に遭われました。お亡くなりになりました皆様のご冥福をお祈りいたします。
また被災された皆様には、心からお見舞いを申し上げます。
それでは質問に入りますが、本日の私の質問は表題で3項目でございます。1番が西日本豪雨災害から学ぶ、主に避難訓練等安否不明者についての考え方でございます。
2番が高齢化が進み、社会福祉体制について、3番が給食費無償化全国4%の報道について、なお西日本豪雨災害から学ぶのところでは、この後、同僚議員からも同様の質問があるかと思いますが、通告どおりで行いますのでよろしくお願いいたします。今回は一括質問方式でございます。

それでは表題の1番、西日本豪雨災害から学ぶでございます。
この7月の西日本豪雨災害の報道から、我々も学ぶべきことが多々あったのではないのでしょうか

特に、避難誘導の観点で次のようなことが指摘されてきました。体の不自由な高齢者が避難できず犠牲になったなど、命を落とした人の8割以上が65歳以上の高齢者であり、人命を守る最も有効な手段は早い段階での自主避難の要請である。

行政の対応には限界があるとの認識が必要で、個人一人だと様子を見るところになりがちなので、地域の人と避難するのが効果的である。的確な避難情報に加え、その先の行動支援が求められる。避難を呼びかけたが、自分の身は大丈夫と言われて人命を失った方が多かった。

以上のように、早い段階での自主避難・地域の人と避難する・的確な避難とその先の行動支援・自分は大丈夫と言われて人命を失うなど、多くのことで再認識させられた次第です。

そこで質問に入りますが、町内会独自での避難訓練の実施を要請しては従来の形式だけの避難訓練ではなく、各町内会が独自で避難訓練を想定・計画・実行して、日頃からこのような場合はどうするのかを会得しておくことが、いざというときに役に立つと思っておりますがどうでしょうか。

行政から各町内会に避難訓練の要請をして、地域共助による正確な判断と行動ができるようにしておくことも必要かと考えます。訓練の必要がないと言われる町内会もあるかと思っておりますが、行政としては万全の備えとして一応要請はするべきではないのでしょうか。

当局としての考えをお伺いいたします。

(2)番として、安否不明者についての考えは

災害発生時に、安否不明者の住所氏名を公表するのকাশないのかでは、救助作業に大きな影響がでるようすし、人命にかかわる重要なことであるとも言われております。

魁新聞の調査では、県内の18市町村が安否不明者の氏名の公表・非公表について、未定としているとありました。ただ、自然災害は待つてくれません、いつまでも未定というのはどうでしょうか。本町としては、どのような考えで、どのような対応をとることになっているのかお伺いいたします。

表題の2番でございます。高齢化が進み、社会福祉の支援体制について

日頃、民生児童委員や福祉協力員など社会福祉にご尽力いただいている皆様には、心から感謝申し上げます。今後、高齢者世帯が増え、その支援に当たる機会が益々多くなること予想されます。

そこで、ある町内会長を経験された方から指摘されたことですが、町へ災害時要援護者候補名簿を提出するために、町内会で相談をしたときに、民生児童委員には福祉課から、福祉協力員には社会福祉協議会から、それぞれのリストが渡されており、町内会役員には何一つ情報がない状況であったそうです。

確かに、地域の相談相手として必要な支援を行う民生児童委員は町福祉課の管轄で、各種福祉情報の伝達や民生児童委員への協力を担っている福祉協力員は社会福祉協議会の管轄になっているので、資料があったのでしょうか。

町内会長だけがこのような情報を共有できていないという点では、ほとんど形骸化していると延べ、その支援を担っている方々がどのような連絡体制で、地域の誰が責任者で、誰がその任にあたるのか、今一度活題の共有を図る必要があるのではとも言われておりました。

言われたような状況下であるならば私も同感で、行政・町内会長・民生児童委員・福祉協力員などがお互いに連携を保ちながら、情報の共有を図り、町内会組織を巻き込んだ共助の方向で進んで行くための検討も必要であると考えます。

その一つの方法として、行政・町内会長・民生児童委員・福祉協力員の連絡協議会のような会議を年一回開催したらどうでしょうか。当局の考えをお伺いいたします。

表題の3番でございます。給食費無償化全国4%について

去る7月30日の魁新聞に、「給食費無償化全国4%」という見出しの報道記事がありました。文科省が、保護者負担とされる小中学校の給食費への支援状況を、全国の教育委員会ほぼすべてに当たる1,740教委を対象とした調査結果を公表しておりました。

それによりますと、全国では2017年度に無償化していたのは、76教委で全体の4.4%だけでした。秋田県で実施しているのは、八郎潟町と東成瀬村の2町村ということでした。また、八郎潟町が子育て支援の一環として2012年度から始めて、およそ年間2,100万円を拠出しており、担当者のお話として経済的負担の軽減によって移住者が増えて町の人口減抑制につながれば、とも載っておりました。

それから、文科省による2016年度の給食費の徴収状況についての調査結果によりますと、全国での未納者の割合は、小学校は0.8%で2012年度からは増減なし、中学校は0.9%で2012年度より0.3ポイントの減でした。

文科省の見解としては、学校の働き方改革の一環として、給食費を学校で管理せず自治体や教育委員会の公会計に組み入れて、できる限り学校の業務負担が無いようにしてほしいとも言われておりました。

そこで質問です。この度のアンケート調査は、文科省としては何か考えがあつての実施かと思いますが、その点は町当局としてどの程度把握しているのでしょうか。

また、本町は無償化を実施してから7年になりますが、事業の目論見である経済的負担の軽減によって移住者が増えて人口減抑制につながっているのでしょうか。今回のアンケート調査結果が、今後の給食費無償化事業の継続へ、どのような影響があるのかも含めてお答えを願います。以上3項目でございますが、よろしくお願ひいたします。

町長 畠山菊夫

柳田議員のご質問にお答えいたします。

この度の西日本豪雨災害では、大雨特別警報、土砂災害警戒情報が発表され、避難勧告や避難指示が発令されましたが、「自分は大丈夫」と判断し避難しなかった方や高齢者など災害弱者が避難できずに尊い命が犠牲となりました。町としても重く受け止めております。

また、多くの犠牲者が出た土砂災害時間帯については、夕方から早朝にかけて発生しております。柳田議員が述べられたように行政の対応には、限界のあることも事実でございます。

この度の災害でも町内会や自治会組織の中で、その地区にあった避難行動など独自ルールを決めて防災訓練を実施したことが迅速な避難に繋がったとも言われております。

町では、浸水想定区域、5区・34区や土砂災害警戒区域、浦大町地区を優先に防災訓練を実施しております。

また、11月4日には秋田県消防協会男鹿潟上南秋支部による総合防災訓練が、本町で行われます。しかしながら、町内会単位での防災訓練は、地域の実情に応じた「各班やグループ内の避難時の声かけ、避難困難者への協力体制、安否確認体制」など町内会での訓練を実施することで災害時に迅速に対応できるものであります。

このことから、町内会単位の防災訓練については、町当局で支援してまいりますので、町内会長会議等でお願ひしてまいります。

なお、各町内会の事情もありますので、特に浸水想定区域や土砂災害警戒区域の町内会へは実施していただくようお願いをしております。

次に、安否不明者の住所、氏名の公表についてですが、本町には基準がないことから現段階では原則家族の方からの同意があつた場合としております。

しかしながら、家族のいない一人暮らしの公表については、判断が分かれることとなりますが、家屋が倒壊しているなど安否確認に緊急性を要する場合は、公表する考えであります。7月の西日本豪雨災害においての事例であります。安否不明者の捜索が緊急を要したことから公表した結果、不明者の41人のうち30人が生存し、中には、非公開を望

んだ家族もあり、全ての関係者から賛同を得られていなかったのが事実でございます。
このことを踏まえ、安否不明者の公表には慎重に対応しなければなりません、行政側として、災害緊急時の住所、氏名の公表は、迅速な捜索活動の進展に繋がるものであり、県及び関係機関の意見を伺いながら、安否不明者の公表基準の検討が必要と考えております。

次に、社会福祉の支援体制についてですが、災害時に高齢者や障害者などの避難対象となる方々の情報を、町内会や民生児童委員、地域福祉協力員と共有することは、避難誘導や救助をするうえで非常に重要なことであると考えております。

町では、平成22年度に策定された「災害時要援護者避難計画」に基づき「災害時要援護者名簿」を作成しております。本人または代理人による申請によるもので、当時は137人の方が登録され、各町内会長や民生児童委員、要援護者の支援者に名簿等関係資料を配布しております。

その後、対象者の死亡や施設入所、転出による減少や、町内会の役員改選により、うまく引き継ぎがされていなかったこと、また名簿全体が定期的に更新されていなかったこともあり、平成28年度末には登録者が42人と少なくなっておりました。近年、全国的に災害が多くみられ、本町においても大雨災害により避難所の開設があったことから、災害時における要援護者名簿を再度整備する必要性を感じておりましたので、昨年12月に各町内会長と地域福祉協力員を対象に、名簿の更新についての説明会を開催し、この制度そのものを改めてご理解いただき、ご協力をお願いしております。

今年3月末には、要援護登録者が95人、支援者が252人となりましたので、要援護者がいる町内会長と民生児童委員、新しく支援者になられた方々には、関係する要援護者の情報や資料をまとめたファイルを作成し配布しております。要援護者の個人情報に関しては、災害時の緊急措置ということで、本人からも公開することに了承を得ておりますが取り扱いには十分注意してまいります。

また、連絡協議会などの開催ということですが、「災害時要援護者交流会補助金」を活用し交流会を開催していただくなど、援護される側も支援する側も、日頃からよりよい近所付き合いを心がけていただくことが、要援護者が円滑に避難するための支援体制に繋がるもので、現時点では、各関係団体の会議で説明をしていきながら、ご理解とご協力を得ていければと考えております。

議長 村井 剛 はい、江島教育長。

教育長 江島廣 おはようございます。

柳田議員の給食費無償化全国4%についての、ご質問にお答えします。

文科省は学校給食費の無償化や完全給食の実施に関する初めての調査を実施し、結果を公表しました。全国の1,740市区町村の29年度状況をまとめたもので、議員が言われるように小・中学校とも無償化を実施している自治体数は76(4.4%)何らかの無償化や補助を行っている自治体数は合計506(29.1%)で3割近くにのぼっております。県内で完全無償は2町村ですが、半額補助の町もでてきております。

文科省では、教職員の業務負担軽減等の観点から、学校給食費の徴収・管理業務について、学校から自治体への移管を促進するため、自治体による徴収・管理の課題解決の調査研究を行い、学校給食費の徴収・管理業務に関するガイドラインを作成するために調査したものです。

現在、多くの学校に於いて徴収・督促などの事務負担や多額の金銭を扱う心的負担、未納による食材購入への影響などがあり、自治体に給食費の徴収・管理の事務移管をすることで、教職員の事務負担の軽減や監査機能の充実、不正経理の防止、安定的な食材購入を図ろうとする考え方があります。

本町が学校給食費無償化実施の施策は、若い世代の保護者に対して、教育にかかる負担を軽減するために、給食費を無償にし、その分を教育費に当ててほしいという願いであったと理解しております。

子育て支援の一端であり、移住者増を目指した人口減抑制を謳った施策ではありません。何かの記事に載っていたとすれば、無償化についての取材があった時に、聞き取り方と答え方に行き違いがあったのではと思われまます。

今回の調査結果が本町の今後の無償化事業継続に影響するとは考えておりません。今後は他の自治体も少しずつ無償化に踏み込んでいくことが予想されます。

無償化実施自治体においては、食育推進、保護者の負担軽減、地域創生などの目的が多く、子供への成果としては給食費未納・滞納の心理的負担の解消、保護者・教員には負担や手間が軽減・解消されております。

もう一件ありました、移住者が増えたかという件ですけれども、現実そんなに変わりはないと思います。ただ、別の事情です、本町には転入している子供さんが、出て行く

子供さんよりは多くなっております。以上です。

2番 柳田裕平

どうも有り難うございました。避難訓練の所では、もうちょっと言わせてもらえば、浸水想定区域、土砂災害警戒区域、土砂災害危険箇所などあらかじめ災害が想定されていた区域も、逃げ遅れた住民が多かったようでございます。ハザードマップを公表・配布するだけでは、具体的な避難行動にはあまり繋がらないようだとおっしゃってました。

その点でのハザードマップの見直しは、考えられるのかどうか、本町としてどう考えるのか、もしできたら答弁いただきたいということ、それから本町が基本としている防災行政無線や、町広報車での呼びかけは、夜間か或いは強風の時、或いは風雨などの状況の中では、よく聞こえない、よく分からないなどあまり効果がないように思われるので近所で声を掛け合うなど、町内会自らのそういう行動方法も考えてはどうでしょうか。

それから、安否の公表をするのかしないのかでございまして、これも新聞の報道から得たんですが、この人、生きていたという本来の生存情報が寄せられ探すべき人の範囲が狭まって、生存者救出の範囲が高まるとの判断もあるようです。

いずれにしても、まず早急な判断を私はしたほうが良いと思います。それから社会福祉支援体制の件でございまして、確かに町内会長には、その名簿が渡っていることはわかりました。私も前に会長やったことありますので、その当時はそういう名簿があったんだけど、会長には一度も見せてもらったことなかったんですよ、いま町長が言われたとおり、いまは引き継ぎの段階で、どうも殆どの町内会がそういうのをやってないと思うんですよ。この件に関しては、その引き継ぎの関係で知らなかったという人が結構いるんじゃないのかなと、任期途中からまた回ってきて見る人もいるだろうし、そういうことが原因であるということもわかりました。

それから社協主催による、福祉関係者の合同研修会を開催するなど、いろんなことを考えてやってみようという考えは、私も理解しておりますが、ただ先程言ったように縦割り体制じゃなくて、横の連携についても、もっともっとこう考えていただきたい、これからの高齢化社会における福祉分野でも対応という面では、いまの体制ではなかなかついていけないようなそういう気もする訳でございまして、そこら辺も頭に入れていただきたいと思っております。

それから、給食費無償化でございまして、先程の新聞で報道されたとおり、全国で4.4%、秋田県で2町村というそういう報道を見て、町民の皆様がどのように感じるのかなど、というのが私の一つの心配したところでございます。

それから、これちょっとお伺いしたいんですが、本町が実施したときに、他の町村もこの計画というか事業に、推随してくるのかなという考えはあったのかどうか、そこを今一度お答えいただきたいということと、最後にこの給食費の問題に関しては、町長もいくらか関わっているというか、町長がまず先になってやったはずでございまして、町長の考えも今現在での、そういう考えもお伺いできればという風に思っています。

よろしくをお願いします。

町民課長 一ノ関一人 ただいまの柳田議員さんのご質問にお答えいたします。

ハザードマップについては、この間変更した内容で作成しておりますけれども、県の方で浸水想定区域、これを馬場目川周辺だと思っておりますけれども区域の見直し、これ調査して31年度に実施する予定です。それを基にして、ハザードマップの変更にもなる全戸配布については、この後考えて行きます。

それから町内会によって、それぞれ被害そのハザードマップによって、それぞれ例えば土砂災害区域、それから浸水想定区域、被害の発生する所がそれぞれ違うと思っておりますので、例えば町内会等でこういう風な防災訓練をやった場合、それぞれの町内会に出向いてそのハザードマップの中で説明をした中で、どういう風な危険性があるのか、その場合の避難所は何処にあるのか、そういう風なことを周知しながら、また町内会長会議等でも必要に応じて、そのハザードマップの概略等については、お教えしたいと思っております。

それから町内会の例えば、先程お話した町内会独自でやった場合の独自のルールづくりについても、いろいろと自分の町内会で中々困難な場合もあると思っておりますので、例えばどういう風なルールがあるのか、そういう風なものをお知らせした中で町内会の方で検討していただければと思っております。

それから夜間の防災無線の放送関係なんですけれども、これについては人命に関わる問題であれば、これ夜でも放送しなければなりません。それから以前にも答弁しておりますけれども、できるだけ住民に周知するために、エリアメールそれからホームページでも情報伝達、それから一番効果的なのは、テレビ局によるテロップ放送だと思っております。

これについては、こちらの方から県の方に情報を伝達すれば、県の方で一斉に放送することとしておりますので、そのような対応をして参りたいと思っております。以上で

ございます。

議長 村井 剛 齋藤福祉課長。

福祉課長 齋藤嘉生 先程のことに関しましてお話ししたいと思います。

実際に災害が発生した場合には、その災害の規模によりまして要援護者の避難支援がスムーズに行かないこともあります。この要援護者登録制度なんですが、支援する側が責任を伴うものでもなく、また援護される方も要援護者名簿に登録されたからといって必ずしも支援を受けられるとは限りません。

町内会の皆様からは、普段からの声かけや見守りをするなど、積極的なコミュニケーションを取っていただければと思っております。

また、名簿に関してですけれども、町として定期的に更新をしておりますませんでした。今後は年一回、名簿の更新に努めて参りたいと思っております。あと最後ですが、議員がお話しされました横の連携については、今後も各団体に呼びかけながら連携の方法を検討して参りたいと思っております。以上です。

町長 畠山菊夫 教育関係の前に、防災訓練につきましては実施するようお願いして参ります。そして私共も協力しながら対応して行きたいと思っております。

それと防災無線、これの使い方でございますけれども、今回の21号の台風来るの分かってましたので、その対応につきましては防災無線で町民の皆様にも周知したところ、役場で夜中でも職員が待機しておりますのでという情報をしたところ、町民の皆様から安心しましたという電話もありました。

そういう意味では、大雨或いは台風などは来るの分かってますから、地震以外はこういう風にして、発表して行きたいと思っております。

それと安否不明者の公表でございますけれども、これ県と自治体のちょっと話し合いの中で、自治体からの発表ではなくて、警察からの発表の方が緊急性があつていいのではないかと話し合いもありました。今後、こうちょっと変わって行くかと思っております。

給食費につきましては、今後の推移でございますけれども、確かに県内でもこれから取り組んで行こうとする自治体はあります。それがいつになるかはちょっと分かりませんが、この事業に関しては、私がトップダウンでこうやったような感じでございますけれども、当時、担当の職員に給食費の滞納者がいるかということを知ったら、少し待ってもらっておりますけど、年度内には完納されておりますということで、もしこれが滞納対策となると、もしか愚策になるのではないかと思いました。ですから、うちの方は全部支払って頂いていたからやれた事業かなと思っております。

それでこの事業は、いま教育長が言われましたとおり、人口誘導できるような施策ではなかったと思っております。むしろ私は、若いご夫婦の皆さんが一人でも多くのお子さんを育てて頂けたらなということで、そういう気持ちもありましてやった事業でございます。

いずれ、実際に増えているかどうかというのは、教育長が言ったとおり、ちょっとその数字は分かりませんので、ご理解頂きたいと思っております。そういう意味です。

2番 柳田裕平 どうも有り難うございました。

ちょっと避難訓練のことに触れますが、私共の町内会でこの秋に避難訓練をやることになったんですよ、その関係でちょっと今日取り上げた訳でございますが、というのは小野課長さんの方の隣の町内会が、去年か一昨年やっておりましたので、非常に良いことだなということで、町内会の人もやりましょうということで、今こういうの一回やって見れば、またもう一回別の方法からやって見ましょうと、いろいろ考えが出てきて、良いことじゃないかなという風に考えました。そういうことで、今日は答弁どうも有り難うございました。これで終わります。

議長 村井 剛 これにて、2番 柳田裕平君の一般質問を終わります。
次に、6番 北嶋賢子君の一般質問を行います。

6番 北嶋賢子 議席番号6番 日本共産党の北嶋賢子です。

先程、柳田議員さんも話されましたけれども、日本列島北から南から災害列島と化しています。東日本大震災の原発事故で、ふるさとを追われ義理の母が関連死をしたあの翻弄された日々、これを思い出しました。そして未だに帰れないふるさとのことを思い出しました。台風と地震と一日も早い復興を望むしかないと思っております。

9月5日は敬老式でした。7月末の八郎潟町の人口は6,000を割り、5,940人

その中で75歳以上の高齢者が1,392人います。私も今年70歳になりました。いつの間にか高齢者の仲間入りです。団塊の世代です。敬老の米寿に語呂合わせをして、88回目の一般質問の通告をさせて頂きました。3項目になります。

No.1は認知症の家族に支援を、と題しました。

我家には、母の還暦の祝いに娘たちで買ったアンマ機があります。その母がいま95歳なので、35年前の手動式の骨董品です。アンマ機も健在でたまに私が使っています。ところで、子供は親を見るのが当たり前、と言った元気な母も90歳を過ぎた頃から変わり始めました。夕方、手分けして探すと近所の屋敷の中で草取りをしています。

ご近所さんも、もう分かって中には俺の家さも来てけれ、と言う家まで出てきています。困ったことに、野菜の苗まで草だからと抜いてしまいます。孫には家には宇宙人がいると思えばいいからと言います。

何処にでもする下の片付けも大変です。それでも本人は絶対です。俺でない、誰かが来てやったべ、俺はきれい好きだから、お前みたい汚いところ好きな人と訳違う、このように本人は怒ります。私にすれば親だから、でも家族に叱られるのが最大に辛くこのまま乗せたまま、海に飛び込んだら楽になるだろうな、と思うこともこれまでありました。

母が骨折、手術、2ヶ月の入院で車イス生活になりました。あの骨の丈夫な人が、どんな転び方をして壊れてしまったのか、今も不思議です。ある施設にお世話になっておりますが、面会に来た娘を妹だと言ったり、孫を別家の父さんと言ったり、それでも私のことは覚えています。

お互いに切磋琢磨して来た中なので、おそらく死ぬまで覚えていると思います。

認知症を他人事と思って、これまで落語や漫才のようにおもしろおかしく聞いて来ました。そんな自分に反省しています。身を持って知った事の重大さ、認知症患者を持った家族の連携やネットワーク、お互いに相談や話し合いの持てる場所があればと思って、この項目を取り上げてみました。

2番です。小学校廃校後の跡地の利用について、全国の廃校の実態と廃校後の活用状況について、文部科学省がこれまでに2回調査をしています。

最近の調査の結果は、17年1月12日に発表の小学校の廃校数は、4,489個あるそうです。自治体の公共施設が老朽化し、公立の小中学校も整理対象となったことで、学校の統廃合に拍車がかかったと言います。

党の機関誌の集金に歩いていますと、もったいない、何かに使えないか、役場にしたらと言う人までも出てきてます。廃校数に対し、学校の施設の現存が90%、その中で活用されているのが70%と言います。

このような廃校の活用にあたり、八郎瀧小学は解体するのか、他に活用するのか跡地の利用、そして活用するとなれば各省庁にいろいろな補助制度があります。この補助制度を利用したらいかなるものでしょうか。これが2番です。

三つ目として、小池町内にスクールバスの運行をとということで取り上げてみました。

朝の登校時に、国道7号線を横断するために、信号で止まってくれた車に頭を下げて渡る子供たちに感動をもらった事がありました。

今、集落内の道路が拡幅されたのをきっかけとして、集合場所を児童館前にしたらスクールバスのルートも、組みやすくなるのではないかと思います。取り上げてみました。よろしく願いいたします。

町長 畠山菊夫

北嶋議員のご質問にお答えいたします。

始めに、認知症とは脳の病気によって正常に働いていた機能が低下し、日常生活に支障が出ている状態です。その正確な人数を把握することは非常に難しいといわれており国では65歳以上の高齢者の約15%が認知症を患っている人や認知症と思われる人と推計しております。

このことから、本町の4月1日現在の状況は、人口5,963人の内65歳以上は2,376人、高齢化率は39.8%、認知症推計人数は約356人となります。

ご質問の支援としては、平成29年度から、認知症によって生じた生活の変化や不安などを、同じ立場の方と共有することでその解消を図るほか、専門職による相談や予防の啓発、地域の方々の交流の場として「はちバル」内にある「カフェどんぐり」において「認知症カフェ どんぐりプラス」を年2回提供しております。

今年度1回目は6月26日に開催し、16人の方が参加しました。当日は秋田市から運動インストラクター1人を招いて、認知症予防の脳トレを行っていただいたほか、偶然立ち寄った町外の方も認知症の疑いのある母の支援のために、勉強になればということで参加していただいております。

また、認知症や介護、健康、生活に関する悩みなどの相談窓口は、地域包括支援センターとなります。認知症の相談は、介護保険関係や一人暮らし世帯などの生活支援関係と

合わせて相談されるケースが多く、その件数は少しずつですが年々多くなってきております。認知症を患っている方を抱える家族の方々は、大変なご苦労をされていると思います。認知症の方にとっても家族にとっても社会的な支援が必要となってきましたので、このような活動が少しでもお役に立てれば、住み慣れた地域で安心して暮らしていく体制づくりに繋がっていくものと考えます。

次に、小学校跡地利用については、現段階では方向性が決まっておりません。現校舎は、外壁の一部落下や屋根の老朽化など、再利用する場合には大規模な修理が必要となってきましたので、北嶋議員が述べられたように、各省庁の補助制度の活用も視野に考えていくこととなります。

先月の議会全員協議会でお示しした新庁舎建設推進体制における、推進本部において方向性を定め、議会にも協議を図って参りたいと考えております。

次に、スクールバスのご質問ですが、岡本下台地区の児童6名は五城目高校前からスクールバス利用となっております。スクールバスを利用していない小池児童館付近の児童は、現在2年女子1名、4年女子1名、5年男子1名、6年男子1名の計4名となっております。

バスは、道路幅や冬季の除雪等で小池児童館付近から弁天球場方面まで直進するルートで走行することは困難ですので、川崎路線あるいは浦大町・真坂路線から小池児童館前まで入ってくるなどと路線を変更し、戻ってから国道まで出てくることとなります。

当然バスの出発時間や児童の乗車時間にも変更ができます。従いまして、小池児童館前をスクールバス運行するとなれば、そこ専用のバスを1台増やすか、タクシー委託になろうかと思えます。

以前にも小池地区の児童のために、検討したことがございました。当時、保護者からはスポ少などで保護者が迎えに行くケースが多いのでということで、強い要望はございませんでした。ほかに、現在スクールバスを使用できない区間で遠いと思われる地区、例えば一日市1区・2区の保護者・児童からも新しい要望が出ることも予想されますので、小・中併設時にあわせて、もう一度小池地区、一日市地区のご意見を伺いたいと思っております。以上です。

6番 北嶋賢子 はい、有り難うございました。6月の26日に16人参加で、そしてはちパルでやったというお話しを、今初めて聞きました。是非ともこれからは、参考のために参加をしてみたいと思います。この間草取りをしていたら、集落のちょうど同年代のお年寄りの方が声をかけてきました。近くに90歳近いお婆さんが一人暮らしをしているお婆さんがいます。そしたらそのお婆さんから、なして俺の後ばかりついてくるって言われたって、俺なんも後ついて歩いてないのにそのように言われたと言うんです。ですからやっぱりそのお婆さんも、ある程度の認知に罹ってきていると思います、おそらく。だから今の話では、15%、調査で15%、八郎瀧で言わせれば、356人もいるというデータになる訳ですけども、これほどの人がいるということは本当に、まして私らも団塊世代でこれから年取っていく訳だから、どんどん増えてくる訳です、ですからもう少し年2回といわないで、3回でも4回でも会合があって、そしてお互いに経験を話し合っ出て出して、そして対策して行けたら良いなと思えます。

後は、そうですね小池の町内、道路拡幅だったのでぐるっと回って見ました。でもやっぱり後先は今迄のままなので、これじゃやっぱりちょっと無理かなと思ったけれども、ちょうど児童館の前が広がったので、川崎に出るにも農道を使って浦大町に来るにもこれは出来るかなと思って取り上げてみました。あの子達はやっぱりすごく幼稚園の時から小さい時から小池の子供達は、難儀してきてる子供達なんです、ですからその中で国道で、みんな止まってくれた車に頭を下げて渡っていく子供達を見たら、いやー子供

達のこと少し何とかしたいなと思って、それがきっかけでこの質問を取り上げさせてもらいました。これからは私もまた認知症に関しては、当事者になってしまいましたので、ですから皆さんと経験している皆さんからも話を聞いたりして、頑張っていきたいと思えます。ご答弁有り難うございました。終わります。

議長 村井 剛 これにて、6番 北嶋賢子君の一般質問を終わります。
次に、1番 小柳聡君の一般質問を行います。

1番 小柳 聡 1番の小柳です。まず初めに、先日の北海道地震、また西日本豪雨など全国的に頻発している災害において、被災された方々に対して心よりお見舞い申し上げます。
本日は私の一般質問、議員のなり手不足への対応、そして小学校校舎の閉校に伴う特別な催しを考えているか、という所の2点に対して一般質問をさせて頂きたいと思えます。

今、全国的に議員のなり手不足の話題が取り上げられております。通告書を差し上げてから3日後の8月26日付けの秋田さきがけ新聞でも、議員のなり手不足52%と全国議長アンケートの結果が一面と三面に分けて大きく取り上げられておりました。

市議会と町村議会、特に我が自治体のような小規模自治体に於いて、その問題は顕著だと報じられております。今年の5月22日には、告示された宮崎県五ヶ瀬町補欠選挙に於いて、立候補者が現れないという事態も起こりました。

全国的に小規模な自治体ほど議員報酬が少なく、また議員定数が少ない方が無投票当選に繋がっているというデータもございます。

昨年の1月に私が議会議員選挙に立候補させていただいた際は、選挙戦を意識しておりましたが、結果として20年ぶりの無投票で当選という形となりました。

我が町の議長アンケートでは、この一回で判断はできないといった旨の内容で「まだ分からない」という返答ではございましたけれども、私としてはこの全国的な流れも鑑み八郎潟町議会議員の年齢階層も含め、昨年の町議会選挙が無投票という結果を重く受け止めてこの度の質問に取り上げさせていただいた次第でございます。

まずは八郎潟町当局として、このなり手不足問題をどのように受け止めているか、その認識をお伺いしたいと思っております。

議長 村井 剛 はい、畠山町長。

町長 畠山菊夫 小柳議員のご質問にお答えいたします。
議員選挙での立候補定員割れや無投票は、議員間に競争原理が働かず、議員の質の低下を招くことにつながると、一般的には言われております。

私も、町民が議員を選ぶという自然な姿である選挙は必要だと感じておりますので、議員のなり手不足の問題はとても深刻な問題だと受け止めております。

1番 小柳 聡 有り難うございます。深刻に受け止めているというところに、まずは安心いたしました。実際に昨年の改選時には、さきがけ新聞のコラムでも「なり手不足」というタイトルで我が町の議会議員選挙の話題が掲載されました。自分になり手として頑張ろうと意気込んでいたのもありますが、若手とはいえ自営業者が選挙に出るという事実だけでは印象を大きく変えることは出来ないのだなと実感したのを思い出します。

無投票が仮に続くと町政への関心が一気に停滞する可能性もあると考えます。

それではなぜ全国的にこのような流れに向かっているのかを、私なりに分析してみると、少子高齢化を伴う人口減少化の中で課題を迫及する時間、労力その負担が増える一方、住民からのコスト削減要求の高まりがある傾向もあることから、やりがいの欠如につながり、立候補する意欲を持ってなくなっているということも可能性として考えられます。町のために頑張りたい、そういう立ち上がる人間が少ないのは寂しいことです。

ただ八郎潟町には、町のために行動する熱い気持ちを持った人間はたくさんいるはずですよ。その事実は私自身間違いないものだと確信しております。

でも、それが議員として町政をとった時には、いろいろな要素を天秤にかけて及び腰になる人がいるということも事実だと思います。

若手だけでなく女性も含めて、いろいろな世代から議員として活躍出来るようになればより幅広い声を拾い集めた町づくりが出来るものと考えます。

そこで当局として八郎潟町は、議員として頑張りたいと考えている人にとって、環境整備が整っていると認識しているかをお伺いしたいと思っております。

町長 畠山菊夫 環境整備の範囲がはっきりしませんが、行政として整備しなければならない環境は、整っていると思っております。議員報酬については、平成24年3月議会定例会において、議員発議により、議員報酬のおよそ13%削減や日当の廃止が決まった経緯がございます。

1番 小柳 聡 はい、そうですね。その新聞でもですね、報酬のことに触れていただきましたけれども報酬の引き上げが48%ということでもございました。

ただ、もちろん我が町の議会議員報酬が県内で一番低い報酬だという事実が、全く理由として考えられないこともないと思えますけれども、この議員報酬に関しては、今おっしゃっていただいたように、平成24年に議会改革特別委員会で何度も会議を重ねた上での結論でございますので、新人の私が今回どうこう言及するものではございません。

ただ時代に応じて抱える問題というものも変わってきます。今後もこのなり手不足問題が議会選挙でも、またクローズアップされるような結果となるならば、そういった観点から報酬の問題も、町の財政も鑑みながらではありますけれども、再度議論していく必

要性もあるのではないかと、今回の質問で問題提起をしておきたいと思います。

私自身が議員となって感じたことは、知っているようで知らないことが多かったなど実感しております。志一つで議員を目指していたところもありますけども、その期間に於いて勉強が足りていなかったことは、真摯に反省しております。だからこそ実務的に学ぶ機会を自ら作っていききたいと考えておりますし、6月にも議員全体で研修に行かせていただきましたけども、先進的な事例をたくさん感じる事ができて大変勉強になりました。

6月議会でも職員の資質向上に繋がる研修を増やしてほしい、という旨の内容を質問させていただきましたけども、我々議員も職員同様に勉強できる環境を作ってください切磋琢磨してよりよい町づくりを進めていきたいと考えております。

私も個人的に過去2回、研修に行きました。そこで出会った方の大半は政務活動費、若しくは助成制度の活用をしていました。自腹で来ています、という人は私を含めて極少数でございました。議員になった以上、いろいろな勉強をした上で見識を増やし町政を進展させることが責務だと考えます。

ただ現状では議員報酬が少ない当町において、一回の研修に参加するという事は、費用負担の面で考えるならば、報酬額に対して3分の1程度の負担になります。そういった事実は今後も続き、やる気のある人間にとっても重くのしかかると考えます。私も出来るだけ町に負担をかけずに、議員として勉強できる環境整備の充実を図ることが出来ていくなれば、それとなり手不足の一助になるのではと考えました。

そこで積極的に議員研修を実施しているお隣の五城目町議会にお話を伺いました。五城目町さんでは、秋田県市町村振興協会市町村職員研修事業費の中央研修所等受講費助成事業を活用しているとのことでした。この制度はおそらく職員の方は、活用してると思いますが、まずはこの制度に関して職員のみならず、議員も摘要されるという認識が当局としてあったかどうかをお聞きしたいと存じます。

町長 畠山菊夫 これまでそういった問い合わせがなかったことから、調べたことがなく認識はありませんでした。

1番 小柳 聡 はい、有り難うございます。この要項見てもですね、職員等という記載で議員という文字がないので仕方がないのですが、これは一応議員も活用出来るものがございます。そこで議会費に中央研修所等受講助成事業を活用した研修費を今後盛り込んでいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

町長 畠山菊夫 研修費全額が議員も対象となることが確認できましたので、来年度当初予算に計上して参りたいと思います。

1番 小柳 聡 はい、有り難うございます。大変うれしいお言葉をいただきました。これは是非取り入れていただきたいと思います。しっかりと全額町に助成、年度末に還元されますので町にとっても費用負担がなく、そして議員の個人負担を減らすこともできます。助成制度があるならば、しっかりと活用して学びたいといった方も増えるでしょうし、そういった動きが見えた際には、議会力アップにも繋がり、曳いては町政にとってもプラスになるものと私自身考えます。

議員の方、またこれから議員を目指す方にとって自らの見識を深めるため、個人負担を減らしつつ、環境整備を整えることも議員になるために立ち上がる心のハードルを下げることに繋がっていくと考えます。

そして、もう一点提案したいと思います。

私が議員となった今、政策や条例を住民と共に作り上げていきたいといった目標を持っております。住民にこんな政策がほしいといった声があるならば、一緒に考えていきたいとも思っております。ただ、私自身の現状ではまだまだ知識や経験が乏しいのも現実です。

そういった実例があるのかを調べたら、長野県の飯綱町議会で、政策サポーター制度というものを導入して実践しておりました。調べていくと、これはなかなか議員にとっても住民の方々にもお願いするにしても、簡単に出来るようなものではなく、ハードルの高いものではございました。

ただ実際にそのような政策作りに携わることや、町政への提言を繰り返す経験があったことで、昨年の飯綱町議会選挙ではこのサポーター出身者から4名の方が飯綱町議員として当選したようです。

住民が積極的に町の事を考えるきっかけ作りを増やすことで、関心が増えその上で自分も議員として出来ると判断した結果の立候補であったのではないかと推測します。

そこで、まず実現可能性の高い議会モニター制度を提案したいと思います。

一般的な議会モニターとしての例は、議会を傍聴し、議会運営に対する意見書を提出すること、議会だよりや町ホームページへの意見書の提出、議員との意見交換、これ年一回程度の意見交換会の開催と、一般的な例を調べるとこういうところがあるんですけども、私としては政治に関心のある5人から10人程度の、特に議員にいない年齢層の人や、女性に定期的に意見・提言を求めていったら良いのではないかなと考えるんですけども、それによって議会をもっと身近に感じられると思います。

まずは、こういったことは議会で揉んで行きたいと考えておりますが、この議会モニター制度の設置に関して、当局としてどのように考えるでしょうか。

町長 畠山菊夫 議会モニター制度を実施している自治体は、調べてみる限り全国で4市3町が確認できました。いずれも議会が当該制度の実施主体となっております。

町政モニター制度を実施したとしても、その中で議会に関係する部分については、小柳議員がご指摘のとおり、議会が実施主体となるべきものと考えております。

1番 小柳 聡 はい、仮に導入に向けて動き出した際には、町として出来る得る限りの協力をいただけるものかだけ、ちょっと確認をさせていただきたいと思います。

町長 畠山菊夫 議会の方で議論していただいて、私共の判断となります。

1番 小柳 聡 有り難うございます。最後にですね、ちょっと今日のさきがけ新聞の記事にもございましたことをちょっと最後に触れて、この表題の一つ目を閉じたいと思いますけども、本日の秋田さきがけ新聞でも議員の一般質問の話題が出ておりました。その記事の内容は敢えて申しませんが、この一般質問の話題でございます。これは一つの指数として私、八郎潟町、県内12町村における一年間の一般質問の人数を調べてみました。

議員数は各町村で、ばらつきもございますので人数補正を加えた上で検証してみました。今回も7人が立っている八郎潟町議会、毎回コンスタントに5人以上は立っておりますけども、この八郎潟町議会の登壇人数というのは、まず均してみると平均値以上でございました。まだまだ八郎潟町にも議会もまだまだ光はあると思っております。そんな風が続く人間に思っただけの議会であるために、私自身今後も頑張りたいと思います、という決意表明を最後にさせていただきました。

そして表題の二つ目でございます。

小学校の移転に伴う、校舎の移動に対して特別な催し物を考えているかという提案をちょっとお話をさせていただきたいと思います。

金足農業が秋田県勢として、103年ぶりに甲子園で準優勝いたしました。この快挙に勇気づけられ、たくさんの感動をいただきました。公立高校が有名私立高校を撃破して行つての快進撃は、我々のような小さな自治体にとっても勇気づけられるものがあつたと思います。

さて、100年以上という歴史とまではいかないものの、八郎潟小学校の校舎に関しては、40年以上の歴史に終止符を打とうとしております、小学校として。

八郎潟小学校は併設校として、中学校の校舎に移動するので今後も八郎潟小学校としての歴史は続いていく、という認識は私自身もでございます。一方で子供達はもちろん、その保護者、卒業生にとっては思い出溢れる校舎との別れとなります。これを節目と考えるか単純な校舎の移動と考えるかは、判断が分かれることは予想は出来ます。

まず、町として閉校式のような式典若しくは、特別な催しを開催する予定はあるでしょうか。

議長 村井 剛 はい、江島教育長。

教育長 江島廣 小柳議員のご質問にお答えいたします。

基本的な考え方として、八郎潟小学校が統廃合することとは違います。小学校が老朽化しており、教育環境を整えるために現校舎を改築するには財政上の負担があまりにも大きいこと、中学校が学年1クラスずつになった場合に、学校運営に憂慮される部分が多く出てくることに鑑み、小・中学生が一緒に学んで、連携した教育ができるような環境を作り出すため、中学校校舎を改修して小学校が移転するものです。

従いまして閉校ではございませんので、式典や特別な催しについては考えておりません。

1番 小柳 聡 はい、それではじゃあもう一点だけ確認させていただきたいと思います。それでは認定子ども園として動き出す幼保に向けて、閉園する形の幼稚園に関しては、閉園式のよ

うなものはあるでしょうか。

教育長 江島廣 幼保一体型認定子ども園になりますので、使用する園舎は変わらないとしても八郎潟幼稚園という名称はなくなります。従いまして、閉園式を行うこととなると思っております。

幼稚園と相談しながら無理のないような企画で進めたいと思っております。

1番 小柳 聡 はい、ご答弁有り難うございます。まずはこの答えを聞いたことが、第一歩だと思います。幼稚園の方に関しては、ある、小学校の方に関しては考えてない、これがはっきりしたことは私にとってすごい大きな一歩だと思います。町でやるのではないかと以外に考えている方もおりました、小学校の方に関して。

何かしたいけど、どこが動いているのか分からないから、自分もどう動いていいか分からないそんな声、明確にこんなことをしたいという考えを持っている方も、私自身知っております。

私個人としては、校舎としての役割を終えるという現実、歴史的なタイミングであり子供達やその保護者、地域住民が一体となってそういった現実と向き合う日があっても良いと考えます。

ただ、併設校になるということ少なからず窮屈を感じる方もいるかもしれません。今までの歴史を感じることができつつ、前向きなリスタートがされるような催しがあつてほしいという声もいただいております。そういった場合に、保護者団体や任意の実行委員会等が立ち上がった際に、協力体制がとれるかというところをお伺いしたいと思います。

教育長 江島廣 協力する内容によって検討しますが、協力できる部分はあるかと思っております。

1番 小柳 聡 別に私がやる訳でもないですけども、是非これは校舎のお別れというところがメインになると思いますし、おそらくやっぱり関係するものになる、内容的には関係するものができると思いますので、是非協力はしていただきたいと思います。

そこで実行委員会が学校側と日程などの協議を進めた際には、校舎の開放は可能かどうかを最後にお聞きしたいと思います。

教育長 江島廣 校舎の開放についてですけども、どんな形になるものか計画を伺わないと何とも言えませんが、開放は可能と思われれます。

1番 小柳 聡 いずれにせよ、ここからこれが第一歩ですので、ここから動き出すと思いますので今後そういった動きがあつた際には、ご協力をお願いしたいと思います。これで私の一般質問終わります。有り難うございました。

議長 村井 剛 これにて、1番 小柳聡君の一般質問を終わります。
次に、8番 村井昇君の一般質問を行います。

8番 村井 昇 8番 村井昇です。私からは四つの質問のご答弁をお願いします。
一問一答でお願いしたいと思います。一つ目として、特産品、おみやげ品の開発をということで我が町には、はちパル、はちらぼ、田んぼアートの事業に対して、他町村よりたくさんの方が来ています。

また5月の祭典や8月の盆踊りでもたくさんのお客や見物人が来ます。その中でおみやげ品やおみやげ店を聞く人もいます。

しかし、八郎潟町では限られたみやげ品よりなく、主として畠菜、土橋のあんごま、安田商店の佃煮、秋になるとマガモという商品もありますが、みやげ品の数はあまり多くないと思います。

せっかく町に来たお客さんを手ぶらで帰さないように、商店、商工会、八郎潟町で商品の共同開発をしてはいかがなものでしょうか。例えば、他には何処に行ってもある訳ですが、まんじゅうやせんべいそして夏場はソフトクリーム等があります。他にもたくさんの商品があると思います。

幸い我が町には、定九郎、はちパル、ニャンパチのネーが活用できれば、その活用した商品を考えてみてはどうでしょうか。八郎潟町で予算を設けて研修や視察などをして商品の開発に力を入れてはいかがなものでしょうか。昔は米や大豆を使った味噌、麴、豆腐などの加工販売店もありました。その人方も、間に合わないとか高齢者で退いた訳ですが、新たな加工所を設けて青大豆で味噌、豆腐を作り麴で寒麴を作り販売してはいかが

なものでしょうか。以上のことについてご答弁をお願いします。

- 町長 畠山菊夫 村井議員のご質問にお答えいたします。
ご指摘のとおり本町のお土産品はあんごま餅、佃煮、カモ肉、いちじく羊羹等一部商品に偏っていて、これといった主力商品がないのが現状でございます。
以前にも答弁したと思いますが、あきた湖東農協、湖東3町商工会、農業者、商工業者等と連携をとりながら特産品の開発について模索していきたいと思っております。
なお、研修視察等をはじめ新たな加工所を作ったの青大豆みそ、豆腐等の販売については今後の検討課題とさせていただきます。
- 8番 村井 昇 我が町は男鹿、大潟村へ行く高速道路また国道7号線からの通り道でありますので、開発によっては非常に町の活性化につながると思いますので、是非、実施していただきたいと思っております。また商店の経営者も非常に高齢化が進んでおると思っております。
是非、町が支援して新しい商品の開発に速急に対応するように一つお願いしたいものであります。空いている店舗もあります。そういうのを利用しながら、是非新しい商品を共同で販売したり、そういう風な工夫を考えながら、この後やってもらうように予算化して頑張ることはできないものでしょうか。
- 町長 畠山菊夫 はちらぼもできましたので、そういうことも考えていろいろ先程言いましたとおり、関係各位の皆さんと協議をしながら、新商品の開発に努めて参ります。
- 8番 村井 昇 はい、村井です。以上のことについてご答弁いただきまして、有り難うございました。それでは二つ目として、工場、店舗、住宅の空き地・空き家について質問いたします。町では工場、店舗、ホテルもそうですが、パチンコ店の大きな面積の空き地がありますが、もう10年以上空き地のままです。町ではこの土地について、どのように考えているのでしょうか。また、所有者と話し合っているのですか。また、固定資産などは納まっているのでしょうか。
我が町も人口減少に歯止めがかからない現在、土地の分譲等で人口の増加を計れないものでしょうか。弁天球場の近くの工場の跡地などは大型バスの駐車場として利用できないものでしょうか。今はあまり大きな大会はない訳ですが、前は郡大会とか県から来たりしているいろいろな大きな大会がありました。駐車場の関係もあつたと思っておりますが、非常に狭く感じたものです。どうか空いている工場の跡地を駐車場にしてみてもどうでしょうか。
また、老朽化が進んでいる住宅や店舗については、はちらぼで調査、対応が今年の12月から始まっていると思っておりますが、どの程度進んでいるのでしょうか。
私の町内でも住める住宅が、つい最近解体されました。所有者に対して、賃貸等の話はされたものでしょうか。どのような方法でこの後、老朽化の住宅の解体や店舗の住宅の再利用をしていくのでしょうか。ご答弁をお願いします。
- 町長 畠山菊夫 まず始めに、10年以上空き地の工場、店舗、ホテル、パチンコ店との話し合いについては、町で宅地分譲計画がありませんので、今迄一度もございません。
工場、店舗、ホテル、パチンコ店が全て隣地であれば民間での大規模宅地分譲も考えられますが、全て離れている状況ではそれも難しいと思われまます。
また、固定資産税の納付状況については、個人情報に抵触してきますので、答弁は差し控えさせていただきます。
なお、平成29年度に行われたNPO法人はちらぼの空き家・空き店舗の調査についてですが、平成26年度に町民課で実施した空き家調査をもとに、各町内会長さんへ新たな空き家についての照会を行い情報収集したところ、入居6、解体10、新規空き家44の報告があり、平成29年度で191戸の空き家があることが判明しました。
そのうち外観で利活用できそうな比較的新しい空き家を24戸選択し、さらに所有者が判明した10戸について賃貸・売却・解体の意向調査をしたところ、3戸について売却または賃貸の意志確認がとれております。今後は、年度内の空き家バンクの創設に向けて要綱等の整備をしてまいります。
なお、村井議員の町内で住宅が2軒解体されたとありますが、その所有者との話し合いはありません。以上です。
- 町長 畠山菊夫 弁天球場の拡張という意味でしょうか。
- 8番 村井 昇 拡張というよりも、あそこの工場用地あるでしょう。あそこの工場用地がどのようになっているか分かりませんが、あそこ駐車場にできないものでしょうかということ。

- 町長 畠山菊夫 民間の土地ですので、民間の活用できれば良いなと思っております。あそこ駐車場にするには、いろいろ間口も狭いですので、道路に面してる土地もございませんのでちょっと無理かと思っております。
- 8番 村井 昇 間口はまず、家そのものもない訳ですしあそこは、土地を買収する気はあるのかないのかの世界だと思います。いずれ間口は狭くないはずです。ただ工場の所有者と話し合っているのかどうか、売る気あるのかないのか。
- 議長 村井 剛 はい、千田副町長。
- 副町長 千田清 あその土地については、前、日新電子の土地で、現在も日新電子の土地となっております。それでこの間、その社長さんがお見えになって、実際に測量して確認したいということで、その中で間口についてその間口の前が八郎潟町の土地で、実際、日新電子の土地ではございませんので、そういった経緯からそういう風な駐車場のお話もございませんでした。今後はそこをどうするのか、日新電子と話し合いをしながら、どういう活用していくのか、日新電子さんの方で決めることとございますので、そういうこととございます。
- 8番 村井 昇 場所にしては結構広い場所だと思います。何建ててもいいし、何作ってもいいような場所にも感じます。それしか、あそこの手前の方も個人の土地で、家も建ってないですし、全体を広くすればそれなりの立派な駐車場ができるはずですが、ただ、会社の方で売る気があるのかないのか、こういう時代ですので多分値段が合えば売ってくれると思います。弁天球場そのものも手入れしなければならぬでしょうし他からお客を呼ぶとすれば、今は駐車場がなければ来てもらえないし、大会も開けなくなってきておると思っていますので、一つ考えてみてもらえれば有り難いです。
- 議長 村井 剛 特別答弁必要ですか。今のことで答弁必要ですか。
- 8番 村井 昇 ええ。
- 議長 村井 剛 そうすれば誰か、はい、畠山町長。
- 町長 畠山菊夫 副町長、今言いましたけども民間の土地とございます。今後日新電子さんが利活用する可能性もございます。それで今それを見守っているところでございますので、駐車場となると、何のための駐車場なのかということも議論しなければいけないと思っておりますので、日新電子さんがこの後、どういう風な扱い方をするのか見守っていきたく思っております。
- 8番 村井 昇 駐車場を整備したら良いのではないかという考えですか。よろしいでしょうか。そういう考えで駐車場にしてもらいたいということで、話して終わります。
- 議長 村井 剛 要望としてということですね、そうすれば次に質問移ってください、村井議員。
- 8番 村井 昇 三つ目として、耕作放棄地の対策はということで、前の議会でも質問した経緯がありますが、地元の所ですが耕作放棄地になってから4、5年程になりますが、住宅の近くでもあり、カメ虫も多く発生している所です。3年前には町から保全会の方にお問い合わせいたしまして、刈り取ってもらった時もありましたが、今では草も伸び、木も生えてきています。町からの補助金が出ていることもありますし、保全会から刈ってもらうことはできないものではないでしょうか。よろしくお願ひします。
- 町長 畠山菊夫 村井議員ご指摘の農地は、所有者が身体をこわして農作業をできるような状態ではありません。それであのような状態になったと思われます。
だからと言ってこのままで良い訳ではありませんので、保全会に再度お願いするか、または本人と話し合い、賃貸できるのか検討していきたく思っています。
- 8番 村井 昇 身体悪くなってからって、前は2年位前までは家にいたはずなんですよね、ずっと前から放棄してるような形でした。このままにしておくと、田に復元することは容易でなくなると思っています。是非とも年内に草刈りを実施して、来年あたり誰かが耕作するような形を、是非、町の方から話すなり保全会の方へお願いするなりして、対策を講じて

もらいたいと思います。以上です。

議長 村井 剛 要望ということでいいですか、そうすれば次の質問に移ってください。

8番 村井 昇 最後に四つ目の質問になりますが、カモの有害駆除をということで、数十年前には秋の収穫前に猟友会によるカモの稲への食害防止の駆除を行っていましたが、ここ数年でカモの繁殖が増え、春、秋と稲に被害を及ぼすようになってきました。
特に、残存湖周辺の大排の水路に近い畦畔に上がり、1列は殆ど食害され最近では中の畦畔まで食害するような状況になっております。猟友会の会員も減り、なかなか対応できない面もあると思いますが、会員の増加等の対策をとりながら駆除できないのでしょうか。

町長 畠山菊夫 カモの有害鳥獣駆除については、平成16年頃までは行っていたことがあります。内容は、9月1日から9月30までの1ヶ月間。そのうち毎週日曜日の4回が駆除日となっていました。1班が6～7名で2班体制とし、班で70羽、合計で140羽を限度としていました。
その後、実際の効果があまりみられないとのことでカモの駆除をやめた経緯があります。今後については、予算のこともありますので今年度は無理としても、来年度以降の検討課題とさせていただきたいと思います。

8番 村井 昇 大変有り難うございます。今年、広報で猟友会の会員が不足してきているということで、猟銃の免許の申し込みの希望をとった訳ですが、町の広報でとった訳ですが、申込者がいたのでしょうか。

議長 村井 剛 はい、千田産業課長。

産業課長 千田浩美 その件に関しましては、今のところ残念ながら一人もございません。

8番 村井 昇 非常に会員も高齢化していると思います。聞いたところによると、また一人やめたいという人も出てきてるようです。是非ともこれも猟銃の免許を取るためには、いくら掛かるか鉄砲はどのくらいで、免許を取るにはどのくらい掛かるか広報で分かりやすく説明しながら、補助額をもう少し多くして取得させるような方向で頑張ってもらいたいと思います。また、いなければ、いないなりにこれも困ることですし、役場職員の中からも選抜して、一人でも二人でも取らせてはいかがなものでしょうか。ご答弁お願いします。

議長 村井 剛 畠山町長。

町長 畠山菊夫 今後の検討課題とさせていただきます。

8番 村井 昇 よろしく申し上げます。以上をもちまして、私の質問を終わりたいと思います。どうも有り難うございました。

議長 村井 剛 これにて、8番 村井昇君の一般質問を終わります。
次に、5番 石井清人君の一般質問を行います。5番 石井議員。

5番 石井清人 5番 石井清人です。一般質問をさせていただきます。
一般質問の原稿を作っていると、頭の中にいろんな思いが出てきまして、どうしても質問の内容が長くなるんですけども、我慢して聞いてください。
それでは質問の一つ目ですが、健康長寿の町をつくる二つの提言ということで、一つ目の質問をさせていただきます。
2016年の我が国の平均寿命は男性が80.98歳、女性が87.14歳となっております。平均寿命ですから中には不幸にして50代、60代で亡くなる方もいると思いますが、一方で90歳代、100歳まで長生きする方もいると思います。
こういう中で最近叫ばれてきたのは、健康長寿という言葉です。長生きはいいことだと言っても心や体が病んでいたり、あるいは寝たきりでの生活では果たしていいことなのかと思う方もいると思います。
国や県、市町村もこの健康長寿ということに施策を傾けてきていますが、実は根底にあるのは医療費の増大、介護費の増大の問題もあります。本町においては、平成12年の介護保険の始まりの際は、介護保険特別会計は3億5千万円で組まれていました。

標準介護保険料は2,800円でした。しかし平成30年度の介護保険特別会計は8億6千万円、標準介護保険料は6,700円、2.4倍に上がりました。

近年子どもたちは学校を出ると首都圏や県内各地に勤めるので家から離れて暮らします。高齢世帯だけが増えていきます。

仮に親と同居しても、若い夫婦は共働きが多いです。当然家庭介護力はありません。

体が弱くなれば必然的に訪問介護や施設入所となります。したがって介護経費は増大の一方です。医療費にしても、高齢者の医療費は相当額があると思います。

本町の介護保険会計、国民健康保険会計を引き続き運営していくためには、健康で生き生きとしたお年寄りであってほしいと思います。

したがって、どのように健康を維持し生き生きとした生活を送れるのか、本町の高齢者施策が問われています。

2016年の全国健康寿命調査で見ると男性は全国最下位、女性は33位となっています。

佐竹知事は、今後10年かけて日本一にしようと意気込んでいます。一方、秋田県内の健康寿命調査で見れば、これは美の国あきたネットからの検索です。八郎潟町は平成27年度は男性が22番中19番目、女性が22番中なんと2番目です。女性については大いに誇っていいことだと思います。

本町の健康寿命を延ばす取り組みをどう構築するか、これからの重要施策であります。そこで私は2つの提言をしてみたいと思います。それは食生活の啓発と運動の啓発です。健康づくりは普段からの習慣にしなければなりません。長い間の習慣によって体ができてくるからです。

まず提言したいのは食生活。以前、町の広報で毎日7種類だかの食物を摂るようなというお知らせ記事がありました。ずっと昔、秋田県民病であった脳卒中も塩分の高い食事からおこったものです。ガン、脳疾患、心臓病の3大疾患は食生活も大いに関連があると思います。

町民の食生活改善を常に働きかけていけばよいと思います。いま、スポーツ選手は食事から体づくりを行うのは当たり前になっています。そこで現在町には食生活改善グループがありますが、それを全町的な組織として、仮称「八郎潟町食生活改善協議会」や「食生活改善推進員」を置いてはどうでしょうか。各町内の方を委嘱すればよいと思いますが、あるいは保健委員さんが兼ねてもよくないでしょうか。これを地域に伝えていくと全町に普及して行くように思います。

国には食育基本法があって、国の責務、地方自治体の責務が明記されています。必須ではありませんが食育計画を作成しているところもあります。塩分を減らす食事、手軽で栄養のある食事、体力をつける食事、インスタント物の弊害、添加物の勉強、遺伝子組み換え食品の知識など、要は体によい食事をして健康寿命を延ばすことです。

いろいろな学者がいろいろな研究をしています。例えば、今年7月の毎日新聞の記事では、炭水化物より先にたんぱく質や脂質を摂ると、食後の血糖値上昇を抑えるとか一口目は野菜から摂ると野菜の摂取量が増えて、結果的に主食の食べ過ぎを防ぐ、肥満のリスクを増やす早食いの防止にもなる、とあります。食生活を啓発して行けば今は目には見えなくても20年後、30年後に八郎潟町では健康寿命が延びてくるのではないのでしょうか。

次に提言するのは運動です。現代人はほとんど運動していません。車があるので歩くことも少ないです。世の中にはいろんな調査があるものですが、以前見た中では用事のあるところまで、何メートル離れていれば車を使うか、という調査で全国平均は200メートルだそうです。秋田県民は60メートル距離があると車を使うそうです。歩く機会が少ないです。毎日の生活の中に運動を取り入れたいものです。

かなり昔に隣町の亡くなった町長さんが八郎潟町でオリンピック選手が多数輩出し、いろいろなスポーツ大会で良い成績を上げる選手が多いのは、駆け足運動のおかげだろうと言ったのを記憶しています。まさにその通りだろうと思います。運動を続けることによって10年後、20年後あるいは高齢になってその成果が表れてくるかもしれません。

駆け足運動は昔は、子供たちも多く世話人が呼びかけて朝6時ころから近所を元気な声を出して走り回ったものです。でも最近はほとんど見なくなりました。やっている区もあります。夏休み中だけというところもあり、年間通じてというのは珍しいでしょう。

今年3月25日付けの秋田さきがけ新聞で全県各市町村の、あきた健康宣言では八郎潟町は、5年後積極的に運動に取り組む人を50パーセント以上にします、となっています。どんな運動をどう進めるか、そして将来どんな結果が出るのか、やらなければゼロだし、やればそれなりの効果はあります。それぞれ好きな運動を勝手にやってくださいと言ってもなかなかやらないのではないのでしょうか。

そこで私は町民に手軽な運動として「縄跳び」を推奨してはどうかと思います。最近 は歩く人が多くなりました。天気の良い日は、田んぼの方に出掛ける人を多く見かけま す。でも寒い日や雨の日はやりません。冬場はとても無理です。オリンピック会館に用具 があるといつてもなかなか通えません。ラジオ体操は朝早いです。そうすると縄跳びの 用具は安価です。安いですし、場所も取らず作業小屋や玄関先でも出来て、あまり天候に 左右されません。自分の都合にあった時間にやれるし、運動時間もそんなに長くはあり ません。

休み休み100回飛んでも、結構運動になります。最初は100回でも慣れてきたら 200回、300回と増やせばいいのです。仮に300回飛を1年続けたらかなりの体 力増になるように思います。手軽で結構いい運動になります。どんな運動を奨めてもや らない人はやらないのですが、中には興味を示して始める方もいると思います。

畠山太郎町長さん時代に有名になった駆け足運動の町から、今度は縄跳びの町へとす すめて行くことを提言いたします。以上が一つ目の質問であります。

次に、二つ目の質問に入ります。題目は農業の「収入保険」が始まることと、申告相談 の混雑を緩和するために、青色申告の普及啓発を図ればよいと思う、であります。

中身に入ります。農業政策の改革として平成31年秋から、収入保険が始まります。収 入保険に加入するには青色申告をしていることが必要です。

今迄どおり農業共済制度に加入して、自然災害の減収に備えるか、あるいは収入保険 に加入して災害や米価下落に備えるかは、農家個々の判断ですが、エダマメや野菜、果樹 は農業共済の対象になっていないので、複合経営や米依存の農家は、収入保険に移行し ていくのではないのでしょうか。

認定農業者や集落営農組織はナラシ対策に加入しています。しかし、これから始まる 収入保険は一般農家でも加入できます。ナラシ対策や米や大豆の価格下落に対応し、全 国的な相場価格で発動されるのに対して、収入保険は米、野菜、果樹に加えた農産加工 品などほとんどの品目が該当になり、個々の減収で発動されます。

また、ナラシ対策は5中3の平均収入ですが、収入保険は5中5の平均収入ですから、 より精度の高い保険制度になっています。いま青色申告をしていなくても、これから3 1年3月15日までに税務署に青色申告を始めることを申し出て、記帳を始めれば平成 32年秋から収入保険に加入することができます。

認定農業者や集落営農組織に加入してない農家は、ナラシ対策にも加入していないの で必要性を感じます。収入保険に入るためには、積立金が必要ですが水稻等の農業共済 掛け金は不用になるので加入経費としては同じくらいになるのではないのでしょうか。私は 収入保険の方がメリットが大きいと感じます。

ところで、納税は国民の義務です。私たちが住む社会を維持し、また快適な生活を図る ためには福祉の増進や教育の充実、産業の発展、道路や橋の整備が必要です。税金という 形でお金を拠出し、それが還元されて形になってその恩恵に浴しているのです。

私たち農業者にとっては、税務申告の方法として白色申告と青色申告がありますが、 大概の方は白色申告なのではないのでしょうか。

毎年、年が明けると申告相談の日程が、町広報に掲載されます。一般の方には煩わしい ことですが、社会の一員として必要なことです。今年の申告相談は2月6日から3月1 5日までの27日間に、日中と夜間合わせて2,905名訪れました。一日平均107 名です。税務課職員5名で対応しても、一人で21人対応した計算です。

申告相談に来る方は待ち時間含めてどのくらいの時間がかかるものなのでしょうか。農家 にとっては青色申告に切り替えると、役場に来て待っている時間や相談する時間がいら なくなるし、収入保険に対応できますし、節税メリットはありますし、足を運ばなくても 郵送、電送で済みます。役場も混雑が緩和されてくると思います。

青色申告を始めなさいと強制はできない訳ですが、農協や共済組合などと連携して青 色申告のメリットや利便性の啓発を図ればよいと思いますので、提言といたします。

ちなみに、白色申告は簡単な帳簿付けが良いのですが、青色申告に適用される特典が 適用されません。青色申告にすれば、青色申告特別控除として65万円、また家族への 給与が経費算入できます。

これは専従者控除です。もっとも専従者には別に税金がかかりますから、まるまる節 税できる訳ではありませんけども。

あるソフト会社の調査によれば、所得300万円以下では青色申告者は49パーセン トにのぼっているそうです。本町ではどの程度なものでしょうか。青色申告と聞けば簿 記を知ってなければならぬと思うのですが、今はパソコンのソフトが売られていて入 力の仕方だけ分かれば機械が自動的に計算してくれます。

ある試算でいくと、年間収入600万円、必要経費250万円、その他控除7万円、基 礎控除38万円とした場合、青色申告にした場合は65,000円の節税になります。

また、青色申告のメリットは税務署にわざわざ出向かなくても、郵送やe-Taxス

で済ますことができることです。大変楽です。

毎年申告時期になると、秋田北税務署からe-Taxや郵送の案内が来ます。おそらくその背景には郵送、電子申告の方が税務署も助かるからだと思います。税務署も限られた人数と期間で大勢の申告を聞き取りしていると、対応できないのでしょう。

また、役場も申告相談の聞き取り後は税務署への報告があるのですが、オンラインを構築している市町村もあります。でも青色申告が多くなれば、その手間も省けます。

農家と役場の双方にメリットのある青色申告の普及を提言いたします。以上が2問目の質問です。以上で質問を終わります。

議長 村井 剛 はい、答弁は午後から開催という風に考えます。
それでは、ここで昼食のため午後1時30分まで休憩いたします。よろしくお願いいたします。

(休 憩)

(再 会)

議長 村井 剛 それでは午前中に引き続き一般質問を行います。5番 石井清人議員の質問に対し、当局から答弁をお願いいたします。はい、畠山町長。

町長 畠山菊夫 石井議員のご質問にお答えいたします。
八郎潟町では、生涯を通じて健康でいきいき暮らせるまちづくりを目指し、健康対策の充実強化に取り組んでおります。
少子高齢社会が進行する中で、生活習慣病は年々増加傾向にあり、病気の治療や介護負担の増大が予想されます。
議員が述べられたように、秋田県保険者別健康寿命調査では、22保険者中男性19位、女性2位となっており、健康寿命の延伸のため疾病発症予防や、介護予防・生活支援サービスの提供、運動機会の提供など、町民一人ひとりが健康で自立した生活が出来るように、体制の充実強化を図っております。

提言の一つ目、食生活の啓発ですが、食生活は生涯を通じて健やかな身体を育むと共に、地域文化や価値観を次世代に伝える役割を担っています。町では、食育推進計画を策定し、食の楽しさ大切さを伝えるため、健康教室、ヘルスアップ講座、親子食育教室などを開催しております。

食生活改善協議会又は食生活改善推進員の組織化についてですが、啓発を進めるためにも地域に根ざしたボランティアは必要と思います。町民主体の取り組みを推進するためにも、養成講座を開催するなど、地域全体に浸透する体制を構築したいと考えております。

提言の二つ目、運動の啓発についてですが、運動不足による肥満や身体能力の低下は体力の衰えや疾患に繋がりがやすくなりますので、意識的に運動機会を設け、習慣化することが必要と考えられます。

町では、5年後に積極的に運動に取り組む人の割合を50%以上にします、と健康宣言を掲げております。

縄跳びの町についてですが、体育協会主催の縄跳び大会を10月のスポーツフェスティバルで開催しております。若い世代には推奨できると思いますが、高齢世代では膝に負担が掛かるため全町民参加の取り組みには無理があると考えます。各世代層に於いて取り組み易く、継続性を保てる運動に取り組むための環境整備や事業の取り組みを図って参ります。

次に、青色申告制度の啓発普及についてですが、八郎潟町認定農業者連絡協議会が主催で平成16年1月22日に、秋田県農業経営改善コンサルタントの齋藤税理士を講師に青色申告の仕組みと申告のポイントと題して青色申告制度の主な特典などについて勉強会を行っています。以後数回にわたり行っております。

今年度の計画では、青色申告制度の勉強会ではなく、より踏み込んだパソコンへの入力・仕分けの仕方等を勉強したいと、去る7月2日の認定農業者連絡協議会の役員会で話し合われております。

なお、JAあきた湖東では、農業所得決算説明会を平成29年12月14日に白色申告者と青色申告者を分けて行っております。

また、秋田県農業研修センターにおいても、青色申告についての勉強会を行っております。

今後も青色申告制度についての勉強会等がありましたら、周知していきたく思っております。

なお、本町の青色申告者は36名で、そのうち20名の方が所得が300万円以下となっております。以上でございます。

5番 石井清人 それでは再質問をしたいと思います。
一つ目ですけれども、これは要望になるんですが、秋田県の広報課が毎月出している、あきたびじょんという小冊子の中にも、健康秋田いきいきアクションプランがありましてその中では塩分の摂取量、これが現在10.6gですが目標を8gに下げるといようなことがあります。
それから野菜の摂取量が276.3gから350gに上げると、5年後ですな、しかしこういう広報でお知らせして意味は分かるんですけれども、じゃあその食塩摂取量10.6gというのは、どんな料理をどう作れば8gに下げれるのかというところから分らないし、野菜を摂りなさいといっても、じゃあトマトは何gあって、レタスは何gでどれをどの位摂ればこの350gに向かって行けるかというのが、一般の方は読者は分らないと思います、秋田県民はね。ですからやっぱり町の中でも、例えばこういう風にすれば減塩の食事が出来るとか、こういう風な量が目標の350gだよというように機会を捉えて、町民に周知していただければ有り難いと思います。これが要望です。
それから二つ目なんですけれども、先程、町長さんからも答えていただきましたけれども、秋田健康推進の、めざせ健康寿命日本一、秋田健康宣言の中で八郎潟町は、5年後積極的に運動に取り組む人の割合を50%以上にします、となっていますが、そこで質問なんですけれども、どういう想定をイメージして5年後に運動する人が50%になる、というその考え方を、はっきりしてれば教えてください。それが質問です。
それから税務課長さんに質問したいんですけども、現実にその申告相談の混みようというか、今どうなってるのかということです。私もずっと前は申告は日割りであったので、12区という日には、まず守らなければということで休み取ったりして並んだりしたもののけども、ずっと10人並んであったりして、順番来るまでしばらくあって申告すれば、領収書見せてください、記帳が計算なってるかって時間がかかったものです。
今は、役場職員は夜だとか空いている時間なるんですけども、現実に今はその申告相談の混みようというか、そういうところ状況教えていただければ、有り難いです。以上です。

議長 村井 剛 そうすれば答弁の方は、加藤保健課長。

保健課長 加藤貞憲 石井議員さんのご質問と、両方共に合わせてお答えしたいと思います。
始めに、要望ということでありましたけれども、町としては食塩の摂取量の減、それから野菜の摂取量の増について、町ではヘルスアップ講座等を保健センターで開催し、食塩の摂取量の減、それから野菜の増を図るにはどのような料理を作ったらよいのかとか、ジュース等にしたらどういう風になるのかとか、そのようなことを実施しております。
また、今後共そのような事業を回数を増やすように、また広報でも分かり易いようにお知らせしたいと思います。それと積極的に運動を図られる方が50%を超えるための取り組みでございますが、先程町長の答弁でもありましたとおり、年代層によっては出来ない運動もございます。
それで町では、保健課それから福祉課それから教育課、それぞれの課において、それぞれ団体もいろいろございますけれども、その外部団体も含めまして、運動機会を設けております。例えばイスに座ったままの運動が出来るとか、後は隣町の温水プールを使ってプールの中での歩行、こういう膝に対して負担の掛かる方が、どんな場合でも運動が出来るような体制、それからそのような支援をこれからも町では実施したいと考えておりますので、皆さんからも町民の皆さんへお知らせしていただきたいと思います。以上です。

議長 村井 剛 はい、相澤税務課長。

税務課長 相澤重則 石井議員さんのおっしゃる通り、領収書の整理具合、あと各地域申告の相談者数、或いは時間帯により混雑具合異なっております。
今現在、夜間申告行っております。夜間については、ここ混んできておりますけれども、人口減少、あと農家さんの減少等により、昔ほど申告会場については混雑しておらないと認識しております。以上です。

5番 石井清人 はい、ご答弁有り難うございました。疑問なところも良く分かりましたので、丁寧なご答弁有り難うございました。これで私の一般質問を終わらせてもらいます。どうも有り難うございました。

議長 村井 剛 これにて、5番 石井清人君の一般質問を終わります。
次に、3番 伊藤敦郎君の一般質問を行います。3番 伊藤議員。

3番 伊藤敦朗

3番 伊藤でございます。一般質問をさせていただきます。

先程、一番先頭でやりました、柳田議員とちょっと重複する部分もありますけれどもそのままやらさせていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

まず最初に、災害時の避難誘導について、ということでお尋ねしたいと思います。

本年の我が国は全国的に大災害、西日本の大雨、5日の北海道の震災、21号台風による風害などの大災害に見舞われています。そこで報道等で知られることで、気になることがあります。それは避難誘導が的確に行われているかどうかという問題であります。最終的には自己判断となることではあるとは思いますが、生命に関わることであり、何としてでも避難させる必要があります。テレビ、携帯電話等の緊急連絡等で何度も呼び掛けていますが、なかなか呼びかけに応じないのが現実です。

自分は大丈夫だと思うことが多々あるように思います。自分に置き換えてみても、即避難という気持ちにはなれません。

当町でも5月の大雨災害の時に、最終的に戸別訪問を行ったとの報告がありました。

しかし、災害規模によっては、大変危険の伴う行動であり、どこのタイミングで避難を呼び掛けるかということは、大変難しいことであると思います。

たまたま9月5日のさきがけ新聞に、避難維持の地図が載っていました。皆さんもご覧になってると思いますが、一部紹介させていただきます。

西日本豪雨避難指示発令17市町、避難率4%に止まる、西日本豪雨で死者と行方不明者が出た岡山、広島、愛媛、3県の自治体のうち、避難指示対象者が避難所などに身を寄せた人数もデータが整う17市町の避難率が、平均で約4.6%、1%未満は7市だった。避難情報が実際の行動に結び付いていない現状が浮き彫りとなった。

そこで一方、広島県坂町では17市町で、最も高い23.8%の避難率だった。町の避難要請を受けた自主防災組織の役員らが、戸別訪問等の避難を呼び掛け、町の担当者は、避難指示が出てから動くのは遅すぎる、訓練で手順を確認していたことも役に立ったということで、防災訓練がいかに役に立ったのかということが示されてございます。

当町の現状では、防災行政無線、広報車による呼び掛けが第一の手段となりますが、全域に漏れなく伝達出来るのかと言えば、現状では問題があります。

そこで私の勘違いでなければ、以前にも個別受信機の全戸配布の検討の意思もあったように思いますが、いかがなものでしょうか。これを検討していただきたいと思いますが、いかがなものでしょうか。

また、町民運動会が隔年になったので、休止年に全町避難訓練等を企画するという事は検討できないか、一考をお願いいたします。

次に、公共施設の利用拡大との表題にしましたが、この8月30日ではちパルでは、入場者数50万人を迎えました。平均すると月12,000人以上の入場者となるようです。利用は十分されているようですが、ここで私の利用拡大という有償利用者に限って言う拡大を申し上げたいと思います。いわゆる営利目的利用と、また一般イベントの催しとしての使用する場合について、検討をお願いしたいということです。

昨日、小柳議員からはちパルの使用料の件で質問があり、某企業が展示会を開き10万程の収入があったとの回答がありました。通常使用で1時間4,000円ですが、営利目的となると倍の8,000円となります。準備時間、展示会、後片付けとなると、多大な出費となります。これは営利を目的としなくても、結構な出費と言わざるを得ません。

改善センターも多目的ホールでも入場料をもらわない場合で、1時間当たり2,400円から3,000円です。秋田市の市民サービスセンター等では、営利目的なしで無料となっております。有りで1時間当たり2,050円です。

はちパルはそれらに比べると、料金設定が高めと感じられます。ただ、私達が条例制定の時点で賛成していながら、いまさらと思われるかもしれませんが、県との共同参画事業で、町単独の料金設定が出来ないのであれば別ですが、一般イベントを催す場合、または事業者が祭事を催す場合に、両立の再検討が出来ないか検討をお願いしたいと思います。ご回答よろしくお願い申し上げます。

町長 畠山菊夫

伊藤議員のご質問にお答えいたします。

災害時の避難行動基準には、避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告・避難指示があります。多くの町民へ迅速に避難行動して頂くために、町単独による情報伝達や関係機関の協力を得ながら伝達する手段等があり、これらについては出来ることから随時対応して参ります。

議員言われる、防災行政無線個別受信機の全戸配布については、事業費が約1億2千万を必要とし、受信機の維持管理費も嵩むこととなります。難聴区域対策では個人所有建物へのアンテナ設置、転入・転出世帯の受信機移動など、管理においても課題が多く現状では大変困難であると考えます。

また、全町規模で実施する避難訓練等の隔年実施については、町内会の御理解が必要であるとともに、対象を全町にした場合、町当局の実施体制で可能か、正直なところ大変厳しいものがあると判断しております。

しかしながら、災害時の避難は、人命に係わる重要な行動であります。これらを踏まえ秋田県消防協会男鹿潟上南秋支部開催の市町村持ち回りによる総合防災訓練は、当番町が訓練計画を策定しますので、その際は避難訓練を重視して計画に反映したいと考えております。

なお、今年度は町番町でありますので、災害の恐れが高い浸水想定区域、土砂災害警戒区域住民を対象に避難訓練に組み入れたいと考えております。

他にも避難訓練等については、柳田議員への答弁でも述べました、町内会単位での防災訓練実施について、町内会へお願いする中で避難訓練の重要性をお話して参りたいと思います。

次に、公共施設の利用拡大についてですが、えきま交流館はちパルの使用料については、条例の趣旨にもありますように、全ての世代の方が、いつでも利用でき、自学や交流を通して自他を高め合うことのできる集いの場として、町と町民のにぎわい・ふれあい・元気につながるとしております。

おかげさまで想定を大きく上回る入館者により、はちパルはもとより、町全体のにぎわいにもつながっているものと評価しております。

さて、議員ご指摘の使用料ですが、交流ホールを企業が借りた際の使用料についてと思われませんが、町民以外の方が使用する際は、1時間につき4,000円、営利を目的とした使用については、議員おっしゃる通りその2倍の使用料としております。

29年度に展示会を実施した営利団体の使用実績では、前日の準備で7時間、当日が展示と片付けを含み8時間の利用で129,600円の使用料をいただいた実績がございます。

現在、交流ホールの利用頻度として、企業などの営利団体の使用は少ないわけですが町内関係では、各種団体が定例で使用している運動や発表・例会などが無料で使用し、町民への利便性を重視した施設として定着し、大変喜ばれております。

また、条例制定の際には、使用料を低くすることにより営利団体の使用頻度が高くなり、町民の利便性が低くなるのではと言う心配があるとの背景もあったようです。

ちなみに、北秋田市民プラザ コムコムのように、市民の使用を優先するため営利を目的とした市外企業は使用できないこととしている施設もあります。

しかしながら、第6次八郎潟町総合計画の基本目標の一つに、にぎわいと活力あふれるまちづくり、の中にある観光客を町に呼び込み、交流人口の拡大を図る、との視点に着目した場合、営利企業が行うイベントは、観光客を町に呼び込む有効な手立てとも考えられることから、使用料の減額について様々な視点から見直しも含め検討して参りたいと思います。

3番 伊藤敦朗 有り難うございました。使用料に関しては、検討していただくということで出来るだけ安価な形で、誰でも使えるような形で検討していただければと思います。

また、避難誘導に関してですが、私も個別受信機の単価をちょっと調べてなかったもんですから、そんなに掛かるのであればちょっと大変だな、ということをおもいました。

ただですね、町内会単位で多分2台から3台位配布されていると思います。でまた町内会の編成は、大体班編成で8班位の編成だと思いますので、30何カ所かあるわけですけども、そうするとまず300台位、全町にやると2,400台位なるんですけど、班の方に班長さんに配るとすれば、300台位でまず何とか出来るのじゃないかなという気がします。そうした場合には、班長さん含めまた町内会長さんにも配布されているわけですから、その連絡・連携体制を先程言った町内の個別の避難訓練等を行うということも前提なると思いますけども、その班長さんと町内役員の方の連携で避難体制がかなり確立したものになるのじゃないか、という気がしますのでその辺も一つ検討していただけないか。もし、ご回答あるようでありましたら、お願いしたいと思っております。

町長 畠山菊夫 今言われたことについては、ちょっと検討してみます。

3番 伊藤敦朗 じゃあ是非、前向きな形で検討お願いして、私の一般質問を終わります。どうも有り難うございました。

議長 村井 剛 これにて、3番 伊藤敦朗君の一般質問を終わります。
次に、7番 加藤千代美君の一般質問を行います。はい、7番 加藤議員。

7番 加藤千代美 7番 加藤です。私の方からは4問、大きい項目で4問、一番目の大きい問題の中では

6問ありますのでよろしくお願ひします。

では第一問目お願ひします。私は、過去何回か町の基幹産業である農業について、質問してきたところであるが、町の農業の姿、町の農業に取り組む姿勢があまり変化がないような感じが致します。

その結果、作物形態が良く言えば安定したスタイル、一方ではおもしろみのない政府の言う高額所得を目指す農家にとっては、何か足りない、魅力のないものになっている地域になっているのではないのでしょうか。

例えばある地域では、国の補助金、産地パワーアップ事業を利用して、JAとタックを組んで8億円の補助金を貰い、今、新たな作物に挑戦してる地域があります。

今年度は、製品の良い物があまり収穫できなかつたようであるが、来年度に向けて面積も増やし、販売網を確立し農家所得を上げるために、今盛んに努力しているようでもあります。また別の町村では、産直センター内に新たに加工施設を設け、6次産業化に努力しているところもあります。

そこで伺いたいのでありますが、八郎潟町の農家人口は町の資料によれば、今年の3月で340戸、5年前は436戸となっており96戸減少しております。その減少した内容について、今まで町では分析したことがあるのか、ないのか、また減少した農家戸数を回復させるのか、否かを伺いたいと思います。

町長 畠山菊夫 まず始めに、今、加藤さんのご質問、農家人口の5年間の推移、この質問ですけどもこれ今加藤さん言われましたけども、質問されている？どうなんですか。

7番 加藤千代美 質問してますよ。農家人口減ってるということ私産業課の方から聞いて質問してるんですよ。

町長 畠山菊夫 5年ごとに実施されている農林業センサス、これによりますと、2010年センサスでは、総農家数は436戸、うち販売農家数は363戸、農業就業者数が448人うち女性が205人、40歳以下が33人、そして5年後の2015年センサスでは、総農家数は340戸、うち販売農家数が288戸、農業就業者数が375人、うち女性が170人、40代以下が35人となっております。

今、96人の減少ですか、それについてどう。

7番 加藤千代美 いいですか、その問題については後でも関連してくるので、96戸減少しているということで答弁をもらっておきます。後のその2問目と一問の中の6問全てが関連してくるので、その関連次第質問していきたいと思います。

農家所得の推移なんですが、町の農業所得の推移を見ると、米価が高いときには上昇し米価が低いときには下がる、という傾向が見られます。

今、どこの農村でも米に変わる或いは米よりも収益の高い物を目指して努力をしているようであるが、我が町では私が以前質問したときには、米のみに頼らず経営安定所得対策に添って畑作物等との栽培を関係団体と共に推進して参りたい。また、農家所得の減少が避けられない状況から、畑作物の産地づくりを推進し、県が目指すオール秋田で取り組み、ブランド農業の拡大に向けたあきた湖東農協の奨励品目の推進を図って参りたいと答えております。

その後、この計画はどこまで進んでいるのでしょうか。よってこれ所得も関連してきますので、その辺のことを答えてもらいたいと思います。

町長 畠山菊夫 農家所得の推移、これ加藤さん分かりますか。

7番 加藤千代美 ちゃんと持ってますよ、産業課からこの所得のあれ貰ってますよ。所得が年にどういう具合に変わってきたか、という資料貰って私質問してるんです。

町長 畠山菊夫 質問では、農家人口の5年間の推移と、農家所得の推移、これについてのご質問ですけども、加藤さんが一般質問を通告されてから自分のその質問内容を、事前に職員にお聞きした意図というのはどういうことなんでしょうか。

7番 加藤千代美 資料提供を求めて、農家所得がどういう具合に変わってきたかという所得を貰ってます。

町長 畠山菊夫 そうすると、この質問を答えなくても分かる訳なんですか。

議長 村井 剛 そのまま農家所得の推移ですから、その数字を語ればいいのではないかなという風な

感じがしますけども。

- 町長 畠山菊夫 はい、わかりました。
ご質問にお答えいたします。税務課で国に報告しております課税状況調査によりますと、総所得金額は平成25年分で、1億5,745万5千円、平成26年分で6,402万2千円、平成27年分で1億4,779万8千円、平成28年分で1億3,892万3千円、平成29年分で1億6,189万2千円となっております。
- 7番 加藤千代美 農家所得の推移を、今聞いたわけなんですけど、申し上げました通り、米価が上がってるときには所得が高くなってます。米価が下がったときには、所得が上がってない、それに対しては、どういう対策を取ってきてるのでしょうか。
- 町長 畠山菊夫 米価が26年では、極端に8,500円という単価であったから所得が落ちたのであって、米に頼ってる農家の皆さんが多いということだと思います。
- 7番 加藤千代美 米に頼る農家が多いということであったんですが、前段でも話したけれども、この第一問目の中で産地パワーアップ事業で、8億円の補助金を貰って、今これ玉ネギ栽培のことを私言ってるんですけども、玉ネギを一千町歩にすると、それで農家所得を上げるというような地域もある訳です。
それで今朝、私の所に来た人によれば、これは周辺町村も同意して町村長が作業をしてるというお話しをしていったんですが、そういう事実はありますか。
- 町長 畠山菊夫 その8億円というところ、それ大潟村ですか。
- 7番 加藤千代美 そうですよ。
- 町長 畠山菊夫 そういう8億円という実績、私方ちょっと調べていませんので、それと周辺市町村と一緒にやってということなんですか。
- 7番 加藤千代美 はい。
- 町長 畠山菊夫 誰が呼びかけてるんですか。
- 7番 加藤千代美 これについては、6月21日の八郎潟土地改良区事業促進協議会の中で話されてるということで、私の所にこの資料持って来たんです。私もこの方を信じるしかないですけども、それは事実かどうか聞きたいです。
- 町長 畠山菊夫 その方がどなたか分かりませんが、事前におっしゃっていただければ私の方で調べてお答えしますが、前もって質問要旨に書いていただければ調べます。今のところ、私把握してないです。はい。
- 7番 加藤千代美 これはこの方持ってきたのは、町村長がサインをしているということで、私に今朝持ってきたんですよ、それで私はその事実を確認してるんですよ。
- 町長 畠山菊夫 あの、どなたか分かりませんのでお答えかねます。
- 7番 加藤千代美 それないということですか。
- 町長 畠山菊夫 事前に質問要旨を出していただければ、その内容について調べます。今の段階ではあたかかどうかというのは、私は分かりません。担当どうですか。
- 議長 村井 剛 はい、千田産業課長。
- 産業課長 千田浩美 すみませんけれど、その6月21日の分の分に関しては、私もちょっと今のところ記憶がございません。
- 7番 加藤千代美 課長は出席してるんですか。この6月21日のこれ大潟土地改良区の総会だと思うんですよ、理事の方が持ってきたんですよ。
- 産業課長 千田浩美 大潟土地改良区ですか。

7番 加藤千代美 はい、大潟土地改良区。だから八郎潟から選ばれた理事の方が、今朝私に所にこれを持ってきて。

産業課長 千田浩美 それには参加はしておりません。

7番 加藤千代美 分かりました。

議長 村井 剛 大潟のことですので、町の方では関与しておらないようですので、質問を変えてください。

7番 加藤千代美 次ですが、農地の経営体の委譲について、お伺いしたいと思います。
我が町の農業経営体は、全体的に見ると農家戸数が減少し、さらに専業の農家も減少し、若干ではあるが準主業農家と副業・兼業農家を合わせて、235戸となっており全体の8割を示しております。
しかし、町の現状を見ると若者の姿を田圃、畑で見かけられるのはごくまれであります。この減少が長く続くとやがては、町で農業をやる人がいなくなり農家の廃業という事態になるのではないのでしょうか。
そこで伺いたいのでありますが、今現在、農業生産法人は何件あるのでしょうか。またこれから何件まで増やしていく考えのでしょうか。

町長 畠山菊夫 経営体ごとの推移の統計はありませんけども、農業生産法人に限っていいますと平成25年度は1法人、平成26年度から28年度までが3法人、平成29年度は5法人と過去5年間で4法人の増加となっております。
また、認定農業者については、平成25年度の74経営体から、平成29年度の93経営体と19経営体増加しております。集落営農組織については5経営体と変わっておりません。

7番 加藤千代美 農地の移動について、お伺いしたいと思います。
私は以前に増反地の農地移動について、質問致しておりますが、その後も増反地の農地が他の町村に流れていく姿は変わらず、その移動の幅も段々と増えているような気が致します。
そこで伺いたいのでありますが、公益財団法人秋田県農業公社と連絡を密にしながら町に存在する農業生産法人に優先的に農業の受委託、或いは所有権の移転等を行って貰う考えはないのでしょうか。

町長 畠山菊夫 新規に5年以上の農用地利用集積計画を結ばれた者を対象といたしますが、平成25年度で16.45ha(1法人13農家)、平成26年度で14.35ha(2法人18農家)、平成27年度で30.76ha(2法人13農家)、平成28年度で17.85ha(2法人16農家)、平成29年度で16.96ha(1法人15農家)で約96.37haの農地が農業生産法人並びに認定農業者へ移動しております。

7番 加藤千代美 昨日、増反地の人と農地の関係で会議あったのですが、議長とここにいる村井さんと事務局が出席しておった訳なんですけど、この農地の移動について非常に区画整理するために、県とか中間機構では迷ってるようでもありますけども、昨日の話を聞いていると、この人と農地のプランについては、その地域にある人が所有している所に農地をまとめていくという考えが主なようであった訳です、私が言いたいのは、以前言ったように増反地が他の町村に渡っていくと、農家収益が減少する訳なんですけど、ですから言いたいのルールお話されたようでもありますけども、いち早くやっぱり八郎潟町でも農業生産法人を早く数多く作って、その人方に農地が全面的にいくようにして拡大を図るとというのが筋だと思うんですが、その辺の考え方はどこまで進んでいるのでしょうか。

町長 畠山菊夫 私自身は以前から法人を作るように、部落毎にでもいいですので法人をつくるようにという考えであります。その指導方法には変わっておりません。

7番 加藤千代美 産業課長に聞きますけども、今、法人がなかなか進んでいかない、5つということになってますけど、この進めていく方向については具体的に役場内で検討してるんですか。

産業課長 千田浩美 今現在5法人ですけども、この後もう2法人増える予定であります。それが年度内になるのか、年度内に1法人は多分確実だと思っております。もう1法人も問い合わせ

がきております。ですので、今の所把握してるのは2法人であります。

7番 加藤千代美 やはり法人で面積を大きく取り扱うようにしてもらいたいということが、第一点です。全体の流れとしてやはり農家所得を上げていくためには、面積拡大もありますけども、やっぱり高所得を得るような作物に対して、全面的に頑張ってもらいたいということを、要求しておきます。

で、聞くところによればこれ昨日、産業課長も出ておったんですけども、玉ネギの面積が1千haと言われております。昨日お話あったように、国営事業が始まるに当たって、何としても高所得を上げるような団地を築いていきたい、というのがお話の趣旨であったと私は理解してます。

やはり近隣町村も、その方向に向かってやっぱりこれからの農業が進んでいかないと、農家人口は益々減る、農家戸数は減る、そういう事態になると思いますので、そのところをよく斟酌してやってもらいたい、以上要望であります。

次であります、町のマップの作成について、お伺いしたいと思います。

私が以前、適地適産についてのマップを作ってはどうかという提案をしたことがあります。そのとき町長は、本町は面積も少なく、平地面積が大部分であるので独自のマップは今のところ考えていない、と答弁致しております。

しかし、私が思うには最近の町の様子が変わってきているのではないのでしょうか。例えば浦大町には、浦城という歴史を探究している人、或いは田んぼアートで新たな文化を生み出している人、小池には板碑があり、その他に表には出てないが花のある町に挑戦している人等々であります。

これらの地域の一つ一つに新しい産物を定着させ、八郎潟の名物にするマップを作ることを、提案致しますがどうでしょうか。

町長 畠山菊夫 加藤さんのご質問が、町のマップの作成ということですので、ご質問の意味が分かりませんでしたので、お答えかねますけども、ただし、産業課では認定農業者等ですけども、農地・地番に耕作者の名前が入ったものは独自に作成しております。

7番 加藤千代美 今、マップについては前の通りの考え方だ、という考えですね。

町長 畠山菊夫 マップの意味が分かりませんでしたので。

7番 加藤千代美 機会があれば、これはもっと具体的なことで聞きたいと思います。ただ参考まで意見を申し上げますと、昨日一昨日のさきがけ新聞の佐々木隆三先生の話の中に、北には秋田犬、中央には金足農業、南には稲庭うどん、とそういう具合に予期もしなかったことが出てきたと、自分が新聞を書いた時には、稲庭うどんでアメリカに行った時には、何処でそういう物があるかというお話をされておった訳ですが、今になって見れば世界に通用する稲庭うどん、とそういう具合になった訳です、そういうことも参考にしながらマップの作成というものを考えてもらいたい、これについては後からまた質問、後の機会にまた具体的にお話したいと思います。

次に水害対策について、お話したいと思います。

排水の管理運営について、お話していきたいと思います。今年の西日本の災害は、目に覆うほどひどい状況であります。被害にあわれた方にお悔やみ申し上げますと同時に、一日も早い復興、復旧が出来ることを望んでおります。

今年の災害はある意味では、人災とまで言う学者もいます。そこで思い当たることは、事前に災害に対し徹底した防災準備をしていなかったことが原因であるのではないかと思っております。

以前に平成29年9月定例議会で31区の排水路対策について質問したところ、町長は根本的な解決については、ポンプによる強制排水や一時的に雨水をためる調整池になると考えられますが、費用もかかることから、定期的な泥上げ等で対応して参りたいと思います、と答弁致しております。

そこで伺いたいのであります、水路の泥上げは何処で誰が行うのでしょうか。また雨が降ると天気予報があった段階で土地改良区と連絡を取り合って、排水路の水路の水位を下げる事が出来ないものなのでしょうか。

町長 畠山菊夫 排水路の管理運営ということでございますけども、町で管理する排水路は、農業用の排水路及び個人施設の排水路以外の排水路となります。住民生活に関わりのある排水路については、町内会などからの要望により、泥上げ等を適宜実施しております。

7番 加藤千代美 9月定例議会の時にもお話したんですが、31区の水路、阿部さんのところなんです

が、雨が降るたびに私共に連絡がきたり、非常に不安な状況であると、そういうこと一日も早く解放してもらいたいという声があります。
町内会ではもちろん泥上げをしておりますけども、あそこは農政地域になっているのかな、どうですか。

議長 村井 剛 千田産業課長。

産業課長 千田浩美 今ちょっと詳しいこと分かりませんが、おそらく農政地域だと思います。

7番 加藤千代美 農政地域になっていれば、環境保全会の方に要望して泥上げをしてもらおうとかという対策を取ってもらいたいと思います。
それから土地改良区の関係について、これは天気予報があった段階で排水路全体の水位を下げるということは、要望出来ないものなのではないでしょうか。

町長 畠山菊夫 そのご質問に対しても、以前からその質問があれば土地改良区と連絡しながら、お答え出来ると思いますけど、今現在ではちょっとお答え出来ません。

7番 加藤千代美 参考までに申し上げますと、私共、田んぼに行く訳なんですけど、大潟村では天気予報で大雨が降るとい状況になると、水位が全部下がっています。そのことによって田んぼは助かる訳なんですけど、これはやれば出来ることなので是非要望しておきたいと思います。
次についてお伺いいたします。道村大川線の排水路の確保の進捗状況についてお伺い致します。道村大川線は県道であることは認識いたしておりますが、この道村大川線に添って大潟橋まで排水路があります。この排水路が、元八郎潟タクシーの所で止まっています。その前までは整備されているが、何故大潟橋まで整備されないのでしょうか。
この排水路が整備されると、集中豪雨がいったときでも、町に降るかなりの雨水が処理出来るのではないかと思いますけど、どうですか。

町長 畠山菊夫 加藤さんのご質問が、道村大川線の配水の確保の進捗状況って書いてます。配水って配る水という字ですので、それでお答えしていいんですか。

7番 加藤千代美 いや、排水、処理する水。

議長 村井 剛 今、ちょっと私も見てみたんですが、字が配る水となっておりますので。

町長 畠山菊夫 水道、上水道のことですか。

7番 加藤千代美 上水道じゃなくて、配る水じゃなくて。

議長 村井 剛 暫時休憩します。

(休 憩)
(再 会)

議長 村井 剛 そうすれば再開いたします。畠山町長。

町長 畠山菊夫 県道道村大川線の排水路ということでもいいですか。現在のローソンから旧八郎潟タクシーまでの南側、これは調整済みでございます。
今年度、2市3町1村からなる、県道秋田八郎潟線道村大川線期成同盟会の要望事項として、湖東農免までの延伸は要望しております。それでもなかなか難しい状態でございます。でも県には、強く要望して参りたいと思います。

7番 加藤千代美 次に、若年者の定住対策についてお伺いしたいと思います。若年者の定住状況でございますけれども、秋田県の若者の大多数の人は、高校を卒業すると県外で就業したり、或いは大学等に入学し、高学歴を得た後、県内に戻ってきていないのが現状であるが、本町では平成27年実施された、八郎潟町就職の動向や進路調査アンケートのまとめによれば、2割から3割の人が本町に帰ってきたいと答えているが、その後どうなっているのでしょうか。また、帰ってきた人はそのまま定住しているのでしょうか。

町長 畠山菊夫 そのご質問も、若年者の定住状況ということだけのご質問ですので、若年者の対象とは、何歳から何歳までを指しておりますか、加藤さんの意味で。

7番 加藤千代美 大学を卒業した人から30歳以内。

町長 畠山菊夫 統計では、15歳から34歳となっておりますので、その部分で答えればいいのでしょうか、どうなのでしょう。

7番 加藤千代美 いいですよ。

町長 畠山菊夫 今の質問の通告もなかったものですから、まだ調べておりません。調べてからお答えするのも何ですけども、ちょっと私共答えられません。

7番 加藤千代美 じゃあ次にいきます。
企業の定着状況について聞きたいと思います。本町の誘致企業は少ないのであるが、長いこと八郎潟町で営業している企業は、何社あるのでしょうか。
また、最盛期のときは何社あったかお教え願いたいと思います。

町長 畠山菊夫 そのご質問も事前に頂いてれば、調べることは出来ますけども、平成29年度、30年度に限って言いますと、横浜電子工業株式会社は29年度5名、30年度は2名の採用であり、日本機械工業株式会社は両年度とも1名ずつと伺っております。

7番 加藤千代美 これ、何社あるかわからないですか。

町長 畠山菊夫 誘致企業ですか。

7番 加藤千代美 はい。

町長 畠山菊夫 誘致企業は2社でございます。

7番 加藤千代美 最盛期のときも2社ですか。

町長 畠山菊夫 その分はしっかり調べて見ないと分かりませんので、間違った答え言えませんので、前もって質問頂ければ答えます。

7番 加藤千代美 最後に学校教育の変遷について、お伺いしたいと思います。
学校教育もその時々、社会的状況により教育方針が変わり、その教育内容により個人のパーソナリティが決定されると言っても、過言ではないかと思えます。
そこで伺いたいのでありますが、私が知る限りの中では戦前の教育内容は別として、最近では偏差値教育、次はゆとり教育、今は一貫教育となってきているのではないのでしょうか。このように教育方針が変わる中で、本町の教育は、どのように対応してきたのでしょうかお伺いしたいと思います。

議長 村井 剛 はい、江島教育長。

教育長 江島廣 加藤議員のご質問にお答えします。
答弁が少し長くなりますので、ご了承下さい。
学校教育の方針・内容は、10年に1度の学習指導要領の改訂に伴って進められます。準備のための移行措置期間は設けられますが、新学習指導要領の完全実施にあたって教育現場はその対応に苦慮することとなります。
偏差値教育とは、大手予備校が受験バブル期といえる1980年代から始めた偏差値ビジネスであり、偏差値の高い大学には優秀な教員が在籍し、質の高い教育を受けることができるということを作り上げました。
しかし、高校時代の成績という基準のみで受験生を選抜するという意味合いが強く、基準となる評価も他人と比べてどうなのかという相対評価が使われておりました。
知識をひたすら頭の中に詰め込むことに力点を置いた教育は、詰め込み教育とも言われそのメリットとして、基本的な事項を暗記し続けることによって、頭の中に多くの知識を残せる。また、学力を判定する学校の先生の負担が少なく、試験は単純に知識を知っているか知らないかをメインに構成できるので、生徒の習熟度を画一的・客観的に点数化しやすいことなどがあります。
デメリットとして、生徒が学習意欲を維持していくことが難しく、積極的に学ぶ意志や想像力を育むには難しいとされております。

これは学習という行為の本質を大きく見誤っていると同時に、学習者にとってもプラスになることが少なく、試験の点数を画一的に付けやすいので、過度の受験競争をもたらしました。

競争の激化が生徒のストレスを増大させ、いじめに代表される問題の数々を招いたとも言われております。

ゆとり教育とは、それまでのように知識の暗記に費やしていた時間を一部削って、生徒の自主的な行動に支えられた、考える力を伸ばそうとする教育です。つまり、知識の習得に重点を置く詰め込み型に対して、思考力の伸張に重点を置いていると言えます。

平成10から11年改訂では、基礎・基本を確実に身につけさせ、自ら学び自ら考える力などの、生きる力の育成を掲げ、詰め込み教育による、落ちこぼれを防ぐ意味でも、余裕をもって児童生徒に学んでもらうことを強く打ち出し、教科時数を減らし、総合的な学習の時間や選択教科の時数を大幅に増やして、子供たちが自分で考え、実践していく能力を養っていくというものでした。

ただ、結果的には教科学習量が減り、読み・書き・計算などの力が落ちたとも言われております。

平成15年一部改訂では、学習指導要領に示していない内容を指導できることを明確化するとともに、個々に応じた指導として習熟度別指導や補充・発展学習を追加するなどにより、一貫教育を実践する学校が出てきております。

一貫教育は小・中の連携・つながりを重視した学びということで、不登校や中1ギャップの解消のため義務教育期間6・3・制を4・3・2制などと、区切りを弾力的に扱うことや学習指導要領に示されたものとは違う、例えば、低学年から英語を学習するカリキュラムを組むことなどです。

多くの種類のテスト結果や相対評価を偏差値的な資料として進学指導に利用できたことは、教師側にとっては扱いやすいものでした。

特に当時の八中は文武両道を掲げ、生徒の学校生活は学習と部活動の両立を目標に、ひたすら取り組んでいたと思います。今のように気軽に通える塾などがなかったため、放課後の先生方による補習授業に頼るしかなかったような気がします。

生徒それぞれが、楽しい学校と感じたかどうかは、卒業生の意見を待つしかありませんが、教師と生徒との絆は深かったように思います。

教師側の一方的な詰め込み教育と違って、ゆとり教育は、児童・生徒個々の考えや行動を待つ時間が長かった気がします。総合的な学習の時間には教師も生徒も活動の模索に相当な時間を費やしましたし、選択教科では自分の望む学習を選べるので、楽しく学習できたと思います。そんな学習過程の中で、自ら学び自ら考える力は、少しずつ育って行ったと思っております。

文武両道の考え方については同じですが、取り組み方や活動しようとする意識に変化があったと思われまます。

一貫教育は、本町は小・中との連携教育で、小と中の接続の在り方はどうあればよいかを模索しながら、まなび、こころ、からだ、たいけんの4部門に分かれて実践中でありまます。ちょっと長くなりましたが以上です。

7番 加藤千代美 今、教育長のお話を聞いて非常に感銘したのでありますが、このゆとり教育の良さというのは、自ら考えて自ら行動すると、そういう時間が空間が多かったということで、評価されている訳なんです、その寺脇先生によると、その年代の方々が今活躍していると、そういうお話が されております。

一貫教育はまだ成果が出るのに時間が掛かるとは思いますけども、やっぱりゆとり教育を踏まえた一貫教育に基づいて、やってもらいたいと言うことを要望して終わります。以上です。

議長 村井 剛 これにて、7番 加藤千代美君の一般質問を終わりますけれども、加藤議員に申し上げておきたいという風に思います。通告内容に無理な点があるように思いますので、一般質問の内容が伝わらないという風な結果が生じております。以後、十分留意されるよう注意を促しておきたいと思っております。

これにて、一般質問を終わります。

これより、各常任委員会を開いていただきます。

最終日、9月14日は午後3時より本会議を開催いたします。

本日の会議は、これをもって散会いたします。大変ご苦勞様でした。

(午後2時40分)

平成30年八郎潟町議会9月定例会 会議録

第9日目 平成30年9月14日（金）

- 議長 村井 剛 ただいまの出席議員は12名であります。
定足数に達しておりますので、八郎潟町議会9月定例会は成立いたしました。
これより、本日の会議を開会いたします。答弁のため出席を求めた者、町長、副町長
教育長、各課課長、会計管理者であります。
日程第1、本会議で各常任委員会に付託された議案等について、各常任委員長の報告
を求めます。
始めに、総務産業常任委員長 伊藤敦朗君の報告を求めます。
- 総務産業常任委員長 伊藤敦朗 （総務産業常任委員長報告 別紙報告書のとおり）
- 議長 村井 剛 次に、教育民生常任委員長 加藤千代美君の報告を求めます。
- 教育民生常任委員長 加藤千代美 （教育民生常任委員長報告 別紙報告書のとおり）
- 議長 村井 剛 これより各常任委員長報告に対する質疑を行います。
まず始めに、総務産業常任委員長 伊藤敦朗君の報告に対する質疑を行います。
質疑ございませんか。はい、6番 北嶋議員。
- 6番 北嶋賢子 議長に伺います。陳情の件でもいいんでしょうか。総務常任委員長が最後に陳情の報
告しましたけれども、その件でもいいんでしょうか。
- 議長 村井 剛 はい、審議の内容についてですと、よろしいと思います。
- 6番 北嶋賢子 はい、すみません。
受理番号8の陳情で、食糧の安全・安心を図るために農産物検査法及び食品表示法の
抜本的見直しが必要です、との陳情が大潟村の有志から上がっています。八郎湖が汚染
されていることに関しても、大潟村の人達はすごく何て言うのかな、敏感に感じており
ます。そして家庭の主婦の立場で言いますと、食糧の安全・安心がやっぱり何よりも大事
だと思います。そこら辺でそのようなちょっと陳情の、審議内容が分かりましたら教え
ていただきたいと思います。
- 議長 村井 剛 はい、3番 伊藤議員。
- 3番 伊藤敦朗 ただ今の北嶋議員の質問にお答えいたします。
委員会の中では特に、ただ今の陳情に対する審議は行われておりません。以上であり
ます。
- 議長 村井 剛 はい、いいですか。他にありますでしょうか。
(質疑なしの声あり)
- 議長 村井 剛 ないようですので、総務産業常任委員長に対する質疑を終わります。
次に、教育民生常任委員長 加藤千代美君に対する質疑を行います。質疑ございませ
んか。
(質疑なしの声あり)
- 議長 村井 剛 質疑がないようですので、教育民生常任委員長に対する質疑を終わります。
これにて、各常任委員長に対する質疑を終わります。
次に、各議案に対する討論並びに採決を行います。
日程第2、議案第40号 八郎潟町情報公開条例の制定について、討論を行います。討
論ありませんか。
(討論なしの声あり)
- 議長 村井 剛 討論なしと認めます。採決いたします。議案第40号について、委員長の報告は可決で
あります。委員長報告のとおり決定することに、賛成の諸君の起立を求めます。
(全員起立)

- 議長 村井 剛 起立全員であります。よって議案第40号は、委員長報告のとおり可決されました。次に、日程第3、議案第41号 八郎潟町手数料条例の一部を改正する条例について討論を行います。討論ありませんか。
(討論なしの声あり)
- 議長 村井 剛 討論なしと認めます。採決いたします。議案第41号について、委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり決定することに、賛成の諸君の起立を求めます。
(全員起立)
- 議長 村井 剛 起立全員であります。よって議案第41号は、委員長報告のとおり可決されました。次に、日程第4、議案第42号 八郎潟町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について、討論を行います。討論ありませんか。
(討論なしの声あり)
- 議長 村井 剛 討論なしと認めます。採決いたします。議案第42号について、委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり決定することに、賛成の諸君の起立を求めます。
(全員起立)
- 議長 村井 剛 起立全員であります。よって議案第42号は、委員長報告のとおり可決されました。次に、日程第5、議案第43号 平成30年度八郎潟町一般会計補正予算(第4号)について、討論を行います。討論ありませんか。
(討論なしの声あり)
- 議長 村井 剛 討論なしと認めます。採決いたします。議案第43号について、委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり決定することに、賛成の諸君の起立を求めます。
(全員起立)
- 議長 村井 剛 起立全員であります。よって議案第43号は、委員長報告のとおり可決されました。次に、日程第6、議案第44号 平成30年八郎潟町度国民健康保険特別会計補正予算(第1号)について、討論を行います。討論ありませんか。
(討論なしの声あり)
- 議長 村井 剛 討論なしと認めます。採決いたします。議案第44号について、委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり決定することに、賛成の諸君の起立を求めます。
(全員起立)
- 議長 村井 剛 起立全員であります。よって議案第44号は、委員長報告のとおり可決されました。次に、日程第7、議案第45号 平成30年度八郎潟町公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)について、討論を行います。討論ありませんか。
(討論なしの声あり)
- 議長 村井 剛 討論なしと認めます。採決いたします。議案第45号について、委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり決定することに、賛成の諸君の起立を求めます。
(全員起立)
- 議長 村井 剛 起立全員であります。よって議案第45号は、委員長報告のとおり可決されました。次に、日程第8、議案第46号 平成30年度八郎潟町介護保険特別会計補正予算(第2号)について、討論を行います。討論ありませんか。
(討論なしの声あり)
- 議長 村井 剛 討論なしと認めます。採決いたします。議案第46号について、委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり決定することに、賛成の諸君の起立を求めます。
(全員起立)
- 議長 村井 剛 起立全員であります。よって議案第46号は、委員長報告のとおり可決されました。次に、日程第9、議案第47号 平成30年度八郎潟町上水道特別会計補正予算(第2号)について、討論を行います。討論ありませんか。
(討論なしの声あり)

- 議長 村井 剛 討論なしと認めます。採決いたします。議案第47号について、委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり決定することに、賛成の諸君の起立を求めます。
(全員起立)
- 議長 村井 剛 起立全員であります。よって議案第47号は、委員長報告のとおり可決されました。次に、日程第10、議案第48号 町道路線の廃止について、討論を行います。討論ありませんか。
(討論なしの声あり)
- 議長 村井 剛 討論なしと認めます。採決いたします。議案第48号について、委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり決定することに、賛成の諸君の起立を求めます。
(全員起立)
- 議長 村井 剛 起立全員であります。よって議案第48号は、委員長報告のとおり可決されました。ただ今から、各会計の決算認定の議案について採決に入りますので、渡邊代表監査委員から出席していただきます。
暫時休憩いたします。
(休憩)
(渡邊代表監査委員着席)
- 議長 村井 剛 再開いたします。次に、日程第11、認定第1号 平成29年度八郎潟町一般会計歳入歳出決算認定について、討論を行います。討論ありませんか。
(討論なしの声あり)
- 議長 村井 剛 討論なしと認めます。採決いたします。認定第1号について、委員長の報告は認定とするものであります。委員長報告のとおり認定することに、賛成の諸君の起立を求めます。
(起立多数)
- 議長 村井 剛 起立多数によって、認定第1号は委員長報告のとおり、認定することに決定いたしました。次に、日程第12、認定第2号 平成29年度八郎潟町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、討論を行います。討論ありませんか。
(討論なしの声あり)
- 議長 村井 剛 討論なしと認めます。採決いたします。認定第2号について、委員長の報告は認定とするものであります。委員長報告のとおり認定することに、賛成の諸君の起立を求めます。
(全員起立)
- 議長 村井 剛 起立全員であります。よって認定第2号は委員長報告のとおり、認定することに決定いたしました。次に、日程第13、認定第3号 平成29年度八郎潟町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、討論を行います。討論ありませんか。
(討論なしの声あり)
- 議長 村井 剛 討論なしと認めます。採決いたします。認定第3号について、委員長の報告は認定とするものであります。委員長報告のとおり認定することに、賛成の諸君の起立を求めます。
(全員起立)
- 議長 村井 剛 起立全員であります。よって認定第3号は委員長報告のとおり、認定することに決定いたしました。次に、日程第14、認定第4号 平成29年度八郎潟町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について、討論を行います。討論ありませんか。
(討論なしの声あり)
- 議長 村井 剛 討論なしと認めます。採決いたします。認定第4号について、委員長の報告は認定とするものであります。委員長報告のとおり認定することに、賛成の諸君の起立を求めます。
(全員起立)

- 議長 村井 剛 起立全員であります。よって認定第4号は委員長報告のとおり、認定することに決定いたしました。
次に、日程第15、認定第5号 平成29年度八郎潟町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について、討論を行います。討論ありませんか。
(討論なしの声あり)
- 議長 村井 剛 討論なしと認めます。採決いたします。認定第5号について、委員長の報告は認定とするものであります。委員長報告のとおり認定することに、賛成の諸君の起立を求めます。
(全員起立)
- 議長 村井 剛 起立全員であります。よって認定第5号は委員長報告のとおり、認定することに決定いたしました。
次に、日程第16、認定第6号 平成29年度八郎潟町上水道特別会計決算認定について、討論を行います。討論ありませんか。
(討論なしの声あり)
- 議長 村井 剛 討論なしと認めます。採決いたします。認定第6号について、委員長の報告は認定とするものであります。委員長報告のとおり認定することに、賛成の諸君の起立を求めます。
(全員起立)
- 議長 村井 剛 起立全員であります。よって認定第6号は、委員長報告のとおり、認定することに決定いたしました。
ここで、渡邊代表監査委員より退席していただきます。大変ご苦勞様でした。暫時休憩します。
(休憩)
(渡邊代表監査委員退席)
- 議長 村井 剛 再開いたします。
次に、日程第17、陳情について討論、採決いたします。
陳情、受理番号第7号 消費税増税10%引き上げ中止を求める意見書提出の陳情について、討論を行います。討論ありませんか。
(討論なしの声あり)
- 議長 村井 剛 討論なしと認めます。採決いたします。陳情、受理番号第7号について、委員長の報告は採択であります。委員長報告のとおり決定することに、賛成の諸君の起立を求めます。
(起立多数)
- 議長 村井 剛 起立多数であります。よって受理番号第7号は委員長報告のとおり、採択することに決定いたしました。
次に、受理番号第8号 陳情、食糧の安全・安心を図るために農産物検査法及び食品表示法の抜本的見直しが必要です、との陳情に対し討論を行います。討論ありませんか。
(討論なしの声あり)
- 議長 村井 剛 討論なしと認めます。採決いたします。陳情、受理番号第8号について、委員長の報告は不採択でありますので、皆さんにお諮りいたします。提出されました原案に対し、賛成の諸君の起立を求めます。
(起立少数)
- 議長 村井 剛 起立少数であります。よって受理番号第8号は、不採択とすることに決定いたしました。ここで、暫時休憩いたします。
(休憩)
(再開)
- 議長 村井 剛 再開いたします。
次に、委員会提出議案第6号について、日程の順序を変更し、直ちに議題とすることにご異議ございませんか。
(異議なしの声あり)
- 議長 村井 剛 異議ないものとめます。
追加日程第1、委員会提出議案第6号 消費税増税10%引き上げ中止を求める意見

書について、を議題といたします。本案について、提案理由の説明を求めます。はい、3番 伊藤敦朗議員。

総務産業常任委員長 伊藤敦朗 委員会提出議案第6号 消費税増税10%引き上げ中止を求める意見書
上記の議案を、別紙のとおり会議規則第14条第2項の規定により提出します。

平成30年9月14日提出

八郎潟町議会議長 村井剛殿 提出者 総務産業常任委員長 伊藤敦朗

提案理由 私たちのくらしや地域経済はいま、大変深刻な状況です。増税と、年金カット・医療・介護など社会保障費負担増、そして賃金低下、物価上昇の三重苦のもとで、これ以上節約するところがありません。

しかし、政府は平成31年10月の消費税率10%への引き上げを、あくまで行う姿勢を崩していません。

今必要なことは消費税増税ではなく、税金の集め方、使い方を見直し、大企業や富裕層を優遇する不公平税制をただすべきです。

住民の暮らし、地域経済、地方自治体に深刻な打撃を与える消費税増税を中止することを求めることから、意見書を提出するものです。

消費税増税10%引き上げ中止を求める意見書(案)

地方自治法第99条の規定による別紙意見書(案)を会議規則第14条第2項の規定により提出します。

平成30年9月14日 提出者 伊藤敦朗 賛成者 金一義、小柳聡、三戸留吉、村井昇、伊藤秋雄

この意見書の提出先は、内閣総理大臣 安倍晋三殿、財務大臣 麻生太郎殿、総務大臣 野田聖子殿です。以上です。

議長 村井 剛 本案に対する質疑を行います。質疑ございませんか。
(質疑なしの声あり)

議長 村井 剛 質疑なしと認めます。お諮りいたします。本案について討論省略の上、可決することにご異議ございませんか。
(異議なしの声あり)

議長 村井 剛 ご異議ないものと認めます。よって委員会提出議案第6号は、可決と決定いたしました。暫時休憩いたします。
(休憩)
(再開)

議長 村井 剛 会議を再開いたします。
ただ今、2番 柳田裕平議員から発議第1号 八郎潟町議会議員政治倫理条例調査特別委員会の設置を日程に追加し、議題とすることに同議が提出されました。
この同議は賛成者がいますので、成立いたしております。
お諮りします。発議第1号 八郎潟町議会議員政治倫理条例調査特別委員会の設置を日程に追加し、直ちに議題とすることに、ご異議ございませんか。
(異議なしの声あり)

議長 村井 剛 ご異議ないものと認めます。追加日程第2、発議第1号 八郎潟町議会議員政治倫理条例調査特別委員会の設置について、を上程いたします。提出者の説明を求めます。

2番 柳田裕平 発議第1号 八郎潟町議会議員政治倫理条例調査特別委員会の設置について
上記の議案を別紙のとおり、地方自治法第112条及び会議規則第14条の規定により提出します。

平成30年9月14日 八郎潟町議会議長 村井剛様 提出者 柳田裕平、賛成者 北嶋賢子、伊藤敦朗、村井昇、伊藤秋雄、三戸留吉、石井清人、小柳聡、金一義

提案理由 議員政治倫理条例制定に向けて、地方分権時代に即応した議会改革を目指し、その最も基礎となる政治倫理について調査研究し、議会運営等の見直しを進めるため提案するものであります。

なお、内容については皆様に配布した資料のとおりでございます。ご審議のほどよろしくお願いたします。

議長 村井 剛 これより、発議に対する質疑を行います。質疑ありませんか。はい、5番 石井議員。

- 5番 石井清人 5番 石井です。
ただ今の発議について、設置することについては異論ございませんが、ただ一つ意見を言わせてもらえば、可決して設置なった場合のことなんですけども、私は議員全員関わることでありますから、出来れば議長さんをオブザーバーとして、残った議員全員が参加出来るような構成にした方が私はいいと思います。
仮に、やむを得ずその辞退する方が仮におったとしても、少なくともこの提出者及び賛成者は、やっぱりこの構成メンバーになるべきだと思います。それやっぱり自ら提出する、或いは賛同した者が自分の言動に責任を持って行動するためには、やはり参画してその制定に関わるということがやっぱり必要でないかと思ひます。
言いつばなしでやらないというのは、やっぱり言行不一致、これはやっぱりそもそもこの議員倫理を作るという趣旨からしても、おかしい話だと思いますから、やっぱり少なくとも提出者、賛成者は構成メンバーに入るべきだと思います。これが私の意見であります。以上です。
- 議長 村井 剛 2番 柳田議員。
- 2番 柳田裕平 石井議員の質問のことですが、委員会の中でもちょっと経緯を説明させていただきますが、委員の数が一応資料で6名となっております。これは委員の中での話し合いの中で、全員という話もありましたが、委員会の中で6名になっておりますが、この人数についてはこの場で皆さんから決めてもらう、ということになろうと思ひますので、議長、よろしく願ひいたします。
- 議長 村井 剛 はい、そうすればこのことについてだけ、皆さんに諮るといふ形でよろしいですか。
- 2番 柳田裕平 はい。
- 議長 村井 剛 そうすれば皆さんから、石井議員から提出されましたこの要項の中の委員の数であります。原案は6名、基本的には各常任委員から3名と解釈してよろしいですか。各常任委員会から3名ずつ、6人という案が提出されておりますが、石井議員からは基本的に全員という形でやれないものか、という提案であります。
ただし、議長はオブザーバーという形になるという風なことが示されております。尚かつ、辞退することについては吝かでないという石井議員からの提案であります。皆さんにお諮りいたします。この件につきまして、皆さんの意見を伺いたしたいと思いますがいかがでしょうか。特にないですか。なければ、このことだけについて皆さんからお諮りしたいという風に思ひます。よろしいでしょうか。
そうすれば原案の6人に対して、賛成の諸君の挙手をお願いいたしたいと思ひます。
(賛成多数)
- 議長 村井 剛 はい、賛成多数でありますので、原案の6人の委員の数で進めて行くということに決定いたします。
それでは、このことを踏まえましてよろしく願ひいたします。他に質疑ありませんでしょうか。
(質疑なしの声あり)
- 議長 村井 剛 ないようでありますので、討論を行います。討論ありませんか。
(討論なしの声あり)
- 議長 村井 剛 討論なしと認めます。採決いたします。追加日程第2、発議第1号 八郎潟町議会議員政治倫理条例調査特別委員会の設置について、発議のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。
(起立多数)
- 議長 村井 剛 起立多数であります。よって発議第1号は、可決されました。
暫時休憩いたします。
(休憩)
(再開)
- 議長 村井 剛 会議を再開いたします。
議会運営委員長より説明があります。

2番 柳田裕平 2番 柳田です。私からただ今お渡しした資料について、説明をいたします。八郎潟町議会議員政治倫理条例調査特別委員会委員（案）でございます。議席番号で順番に行きます。2番 柳田裕平 議会運営委員長、教育民生常任委員、3番 伊藤敦朗 総務産業常任委員委員長、4番 三戸留吉 総務産業常任委員、5番 石井清人 教育民生常任委員、9番 近藤美喜雄 教育民生常任委員、11番 伊藤秋雄 副議長、総務産業常任委員でございますが、これは各総務産業常任委員会及び教育民生常任委員会より、各3名の方々を委員にしたいと思っております。以上6名を委員に指名いたしますので、よろしく可決くださるようお願い申し上げます。

議長 村井 剛 お諮りします。特別委員会の委員には、ただ今配布いたしました名簿の方々といたしたいと存じますが、ご異議ございませんでしょうか。はい、5番 石井議員。

5番 石井清人 5番 石井です。ただ今の特別委員会の設置につきましては、私賛成しましたので、設置するということが決まったと思っております。委員の数も6人ということで、まず決議されましたのでありませんけれども、メンバーの構成につきましては、各常任委員会が会議を経て互選の上で選出した方がいいと思っておりますので、或いはこの方々以外にもなりたいたいという方がおるはずですから、いやはずというか、いるかたもおるのでないかと推測するんですが、やっぱりなりたいたいという方がいるかもしれない、或いはなりたくないという方もおるかもしれないんで、やっぱり各常任委員会互選の上、納得した上で選出した方がいいと思っております。

議長 村井 剛 ただ今石井議員からご意見がありました、2番 柳田議員何かありますか。

2番 柳田裕平 今、石井議員の話ですが、調査研究委員会では特別この件については、何も話がないというか異論ないということで、最初に出た6名という案が異論ないという形でこのまま進みまして、今各委員会の方の3名ずつを選ぶということについては、議論はしておりませんので、私からは報告以上です。

議長 村井 剛 そうしますと、全員に諮ればいいですね。さっきのことと同じように諮ればいいですね、全員で諮って、どちらかに決めればいいと。

5番 石井清人 議長、石井です。この線で行くのか、私が言った常任委員会でやって互選でいくのか、それを皆で決めれば、やり方教えておきます。

議長 村井 剛 そうすれば、お諮りいたしたいという風に思います。いろいろ皆さんから先程から意見が出ましたので、そのことを踏まえながらよろしくお願いたします。原案は各常任委員会から3名ということで、6名の方々の名前が提出されております。しかしながら、石井議員からはそれぞれの常任委員会に任せたらどうかと、ということとまたやりたい人については、プラスしたらどうかという意見でありましたけれども、そのことを踏まえて一つ皆さんにお諮りいたします。原案の6名ということについての、賛成の諸君の挙手をお願いいたしたいという風に思います

(賛成多数)

議長 村井 剛 賛成多数でありますので、よって特別委員会委員は原案どおり、この6名によって進めて参りたいものだと思います。以上6名の方を指名いたします。それでは、直ちに第一委員会室において、正副委員長を互選していただきたいと思っております。暫時休憩いたします。

(休憩)
(再開)

議長 村井 剛 会議を再開いたします。それでは私から報告いたします。委員長には石井清人議員、副委員長には伊藤敦朗議員、以上決定いたしました。以上、今定例会に付議された議案は全て終了いたしました。これをもって、八郎潟町議会9月定例会を閉会いたします。大変ご苦勞様でした。

(午後4時20分)

会議の経過を記録し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

議 長

議会議員

議会議員